

令和6年2月記者懇談会

日時 令和6年2月19日（月）
午後2時
場所 政策会議室

- 1 市長あいさつ
- 2 市政記者クラブからの質問事項 (幹事社 東愛知)
なし
- 3 市からの発表事項
(1) 令和6年新城市議会3月定例会提出議案について (行政課・財政課)

(2) 新城市多文化共生推進プラン（案）のパブリックコメントの結果について (市民自治推進課)

(3) (新型・新城市”初”)消防団車両更新について (消防総務課)
- 4 行事予定表

次回開催日 3月26日（火）午前10時30分



令和6年2月19日

令和6年新城市議会3月定例会提出議案

令和6年新城市議会3月定例会に提出する議案は、下記のとおりです。

記

- | | | |
|---|----|--------------------|
| 1 | 日時 | 令和6年2月27日(火) 午前10時 |
| 2 | 場所 | 新城市役所 議場 |
| 3 | 内容 | 提出議案 |
- ① 報告を行うもの 2件
(報告第1号・報告第2号)
 - ② 条例の制定・一部改正に関するもの 12件
(第3号議案～第14号議案)
 - ③ 予算に関するもの 31件
(第1号議案・第2号議案・第15号議案～第43号議案)
 - ④ 工事請負契約の締結に関するもの 1件
(第44号議案)
 - ⑤ 財産の取得に関するもの 1件
(第45号議案)
 - ⑥ 人事に関するもの 9件
(第46号議案～第54号議案)
 - ⑦ その他 3件
(第55号議案～第57号議案)
- ※ 各議案の内容は、別冊のとおりです。

【問合せ先】

総務部行政課 課長：松井哲也

電話：0536-23-7611

FAX：0536-23-2002

Eメール：gyousei@city.shinshiro.lg.jp

令和6年新城市議会3月定例会議案

- 報告第1号 専決処分事項の報告（和解及び損害賠償の額の決定）
- 報告第2号 専決処分事項の報告（和解及び損害賠償の額の決定）
- 第1号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認
- 第2号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認
- 第3号議案 新城市庁舎等建設基金の設置及び管理に関する条例の一部改正
- 第4号議案 新城市市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定
- 第5号議案 新城市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正
- 第6号議案 新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正
- 第7号議案 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
- 第8号議案 新城市手数料条例の一部改正
- 第9号議案 新城市国際交流基金の設置及び管理に関する条例の一部改正
- 第10号議案 新城市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正
- 第11号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正
- 第12号議案 新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- 第13号議案 新城市病院事業の設置等に関する条例及び新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
- 第14号議案 新城市水道事業給水条例及び新城市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正
- 第15号議案 令和5年度新城市一般会計補正予算（第14号）
- 第16号議案 令和5年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第17号議案 令和5年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第18号議案 令和5年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第19号議案 令和5年度新城市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第20号議案 令和6年度新城市一般会計予算
- 第21号議案 令和6年度新城市国民健康保険事業特別会計予算
- 第22号議案 令和6年度新城市後期高齢者医療特別会計予算

- 第 2 3 号議案 令和 6 年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 2 4 号議案 令和 6 年度新城市宅地造成事業特別会計予算
- 第 2 5 号議案 令和 6 年度新城市千郷財産区特別会計予算
- 第 2 6 号議案 令和 6 年度新城市東郷財産区特別会計予算
- 第 2 7 号議案 令和 6 年度新城市吉川組財産区特別会計予算
- 第 2 8 号議案 令和 6 年度新城市小畑財産区特別会計予算
- 第 2 9 号議案 令和 6 年度新城市中宇利財産区特別会計予算
- 第 3 0 号議案 令和 6 年度新城市富岡財産区特別会計予算
- 第 3 1 号議案 令和 6 年度新城市黒田財産区特別会計予算
- 第 3 2 号議案 令和 6 年度新城市庭野財産区特別会計予算
- 第 3 3 号議案 令和 6 年度新城市一鍬田財産区特別会計予算
- 第 3 4 号議案 令和 6 年度新城市八名井財産区特別会計予算
- 第 3 5 号議案 令和 6 年度新城市大野財産区特別会計予算
- 第 3 6 号議案 令和 6 年度新城市川合池場財産区特別会計予算
- 第 3 7 号議案 令和 6 年度新城市海老財産区特別会計予算
- 第 3 8 号議案 令和 6 年度新城市山吉田財産区特別会計予算
- 第 3 9 号議案 令和 6 年度新城市作手財産区特別会計予算
- 第 4 0 号議案 令和 6 年度新城市病院事業会計予算
- 第 4 1 号議案 令和 6 年度新城市水道事業会計予算
- 第 4 2 号議案 令和 6 年度新城市工業用水道事業会計予算
- 第 4 3 号議案 令和 6 年度新城市下水道事業会計予算
- 第 4 4 号議案 工事請負契約の締結
- 第 4 5 号議案 財産の取得
- 第 4 6 号議案 新城市教育委員会委員の任命
- 第 4 7 号議案 新城市監査委員の選任
- 第 4 8 号議案 新城市黒田財産区財産区管理委員の選任
- 第 4 9 号議案 新城市庭野財産区財産区管理委員の選任
- 第 5 0 号議案 新城市庭野財産区財産区管理委員の選任
- 第 5 1 号議案 新城市庭野財産区財産区管理委員の選任
- 第 5 2 号議案 新城市庭野財産区財産区管理委員の選任

- 第 5 3 号議案 新城市川合池場財産区財産区管理委員の選任
- 第 5 4 号議案 新城市川合池場財産区財産区管理委員の選任
- 第 5 5 号議案 新城市過疎地域持続的発展計画の変更
- 第 5 6 号議案 市道の路線廃止
- 第 5 7 号議案 市道の路線認定



令和6年2月19日

新城市多文化共生推進プラン（案）のパブリックコメントの結果について

令和6年1月4日から2月2日までの期間で、新城市多文化共生推進プラン（案）のパブリックコメントを実施しました。結果につきまして、下記のとおりとなりましたので報告します。

記

- 1 結 果 0件
- 2 資 料 (1) 新城市多文化共生推進プラン（案）
(2) 【概要版】新城市多文化共生推進プラン（案）
- 3 今後の予定 2月22日開催の新城市多文化共生推進プラン策定検討会議でパブリックコメントの結果を報告後、3月中にプラン完成

【問合せ先】

市民協働部市民自治推進課 課長：牧野賢二 担当：小島大直

電話：0536-23-7697

FAX：0536-23-2002

Eメール：shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp

案

新城市多文化共生推進プラン

2024 - 2028



このプランの簡単な説明をいろいろなことばで見ることができます。



やさしい日本語



Português



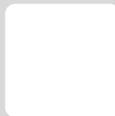
Tiếng Việt



Tagalog



中文



English



新城市

はじめに



わが国では、人口減少、少子高齢化が進む中、社会活動や経済活動などの維持向上を図るためには、産業や地域社会の担い手として、在留外国人の活躍や共生に向けての地域づくりが求められております。そうした中、外国人市民は地域経済や地域社会を支える担い手として、今後さらなる活躍が期待されているところです。

2020（令和2）年に新型コロナウイルス感染症が始まり、日本への外国人市民の移住や定住は、減少したものの、2023（令和5）年に5類へ引き下げられたことにより、現在では、新型コロナウイルス感染症が始まる以前の状況に戻りつつあります。

本市におきましても、外国人市民の定住化、長期滞在化が進み、2023（令和5）年1月1日現在の総人口は43,812人で、うち外国人市民は1,114人となっており、外国人市民が総人口に占める割合は2.5%、およそ40人に1人が外国人市民という状況です。10年前の2013（平成25）年と比較すると、総人口は約6,500人減少している一方、外国人市民は約400人増加しており、外国人市民の人口増加及びその割合が増加傾向にあり、様々な国籍や文化をお互いに認め合い、地域社会の一員として活躍できる環境を整えていく必要があります。

しかし、言葉や文化などの違いによって、外国人市民がコミュニケーションや情報収集に不便さを感じるものがあったり、日常生活における慣れない慣習に苦勞しているという現状があります。そのような中、本市における多文化共生を取り巻く課題や基本的な考え方を整理し、外国人市民と日本人市民が安心して生活でき、また、互いに認め合って共に地域をつくっていけるようにする多文化共生のまちづくりを推進するため、本プランを策定することといたしました。

本プランは、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間の計画期間としており、多文化共生のまちづくりに関する本市の基本的な考え方や取り組んでいく施策の方向性を示しています。

基本理念である「地域の一員として認め合う その多様性がしんしろを創る」に基づき多文化共生社会の実現を目指すにあたり、今後も市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プラン策定にあたり、各種調査にご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました新城市多文化共生推進プラン策定検討会議委員の皆様、心から感謝申し上げます。

2024年3月

新城市長 下江 洋行



目次

本プランにおける標記について	1
I プラン策定にあたって	2
1 趣旨	2
2 位置付け	2
3 計画期間	2
II 多文化共生について	3
1 多文化共生推進に対する基本的な考え方	3
(1) 多文化共生の必要性	3
(2) 多文化共生の意義	3
2 多文化共生の現状と課題	4
(1) 全国的な在留外国人数の推移	4
(2) 国の外国人受入れ施策の拡大	5
(3) 新都市の現状	6
(4) アンケートなどの結果から見える今後の課題について	12
III 基本方針	14
1 基本理念	14
2 施策の体系	14
IV 施策	17
1 【伝え合う】コミュニケーション支援	17
2 【助け合う】生活支援	19
3 【分かり合う】意識啓発と社会参画支援	23
V プランの推進に向けて	25
1 推進体制	25
2 施策の進行管理	25
<参考資料>	26
1 外国人市民アンケート結果（抜粋）	27
2 多文化共生に係る日本人市民意識調査結果（抜粋）	33
3 新都市多文化共生推進プラン（仮称）策定検討会議	38
4 新都市多文化共生推進連絡会議	40
5 策定過程	42
6 用語解説	43

本プランにおける標記について

- 新都市に在住する外国籍の人だけでなく、日本国籍を取得した人や国際結婚等によって生まれた日本国籍の子どもなど、外国にルーツを持つ人も含め、本プランでは「外国人市民」という呼称を用います。
なお、外国人人口などの統計に関連するもの、アンケートなどの調査の対象が外国籍の人のみとなっている場合は、その定義に準拠します。
- 本編の統計等に出ている比率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。
- 本文中、特定の語句に下線が引かれ、語句の終わりに「(注〇〇)」と記載されているものについては、<参考資料>中の「用語解説 (p.43)」において語句の説明をしています。

I プラン策定にあたって

1 趣旨

日本では、1990（平成2）年の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正による在留資格の整備等の在留外国人（注1）受入れ政策などにより、1990年代以降在留外国人が急増してきました。2008（平成20）年のリーマンショック（注2）や2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症（注3）の流行により、一時的な減少はあったものの、2022（令和4）年末においては296万1,969人と、すぐにでも300万人に到達する勢いで増加を見せています。そのうち約9.5%に当たる28万912人が愛知県に在住しています。

新城市には、2023（令和5）年1月1日時点で1,114人の外国人市民が暮らしており、新城市の総人口の2.5%を占めています。本市では、そのような外国人市民を含め、全ての市民が年齢、性別、障がい、国籍などを超えて、それぞれの多様な価値観や生き方を尊重し、許容しあい、共生していくため、新城市総合計画に基づき多文化共生施策を推進してきました。

しかし、ベトナム人をはじめとした東南アジア諸国出身の技能実習生等の増加や、ブラジル人などの定住者・永住者の高齢化に伴う問題など、新たな課題が見られるようになり、多文化共生社会を実現するためには、外国人市民に対するコミュニケーション支援等のほか、日本人市民に対しても多文化共生への意識啓発や理解促進を図ることが求められています。本プランは、これらの取組を計画的に推進していくために策定するものです。

外国人市民が言葉や文化の違いを理由に社会的不利益を被ることなく、日本人市民と対等な関係を築き、それぞれの活動や交流をとおしてまちづくりに参加し、全ての人が住みよい新城市をめざします。

2 位置付け

本プランは、多文化共生社会づくりに関する新城市の基本的な考え方を示した指針としての性格と、新城市が実施する推進施策を体系的に掲げる行動計画としての性格を合わせ持つものです。

また、「新城市総合計画」に則し、関連する各種個別計画との整合性を図るとともに、国の「地域における多文化共生推進プラン」や県の「あいち多文化共生推進プラン2022」などを踏まえて策定しました。

3 計画期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

Ⅱ 多文化共生について

1 多文化共生推進に対する基本的な考え方

(1) 多文化共生の必要性

新城市の外国人人口は、リーマンショックを契機に減少傾向が続き、600人台まで減少した時期がありましたが、2015（平成27）年を境に再び増加に転じ、2023（令和5）年1月1日現在では1,114人となっています。今後も、国の外国人受入施策の拡大などにより益々増加が見込まれます。

一方で、新城市の日本人人口は、2005（平成17）年の市町村合併以降減少傾向にあり、これまでに約1万人減少しています。減少傾向にあるのは、日本の総人口においても同様のことが言えます。

そうした中で、地域の活力を維持するためには、外国人市民も日本人市民と同じく生活者・地域住民として認識し、外国人市民への支援を総合的に行うと同時に、地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築することが重要です。

そのため、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています。

(2) 多文化共生の意義

① 人権の尊重

多文化共生の推進は、国際人権規約や人種差別撤廃条約、日本国憲法などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての市民の人権が平等に尊重されることにより、平和で豊かな暮らしやすい社会の実現につながります。

② 多様性と包摂性^(注4)のある社会の実現

すべての外国人市民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、日本人市民と同様に行政サービスを享受し安心して生活することができる環境を整備していくことが必要です。

外国人市民も含めて、地域社会やコミュニティなどにおいて必要となる人の交流やつながり、助け合いを促す環境を整備し、多様性と包摂性のある社会づくりを進めることで、すべての人々が参画し、生涯にわたって活躍できる社会の実現につながることも期待されます。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（SDGs^(注5)）においても、包摂性を示す「誰ひとり取り残さない」のキーワードは、分野を問わず求められる基本的理念とされています。

③ 外国人市民による地域の活性化やグローバル化への貢献

外国人市民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、様々な分野において企業などで活躍する人材が現れつつあり、こうした外国人市民との連携・協働を図ることで、地域の活性化やグローバル化に貢献することが期待されます。

④ 地域社会への外国人市民の積極的な参画と多様な担い手の確保

外国人市民の年齢構成が若いことなどを背景に、少子高齢化が進む中で、地域社会を支える担い手となることが期待されます。

また、外国人市民が多文化共生施策の推進に関与することにより、外国人市民のニーズを的確に捉えて、多文化共生施策の質の向上を図ることも期待されます。

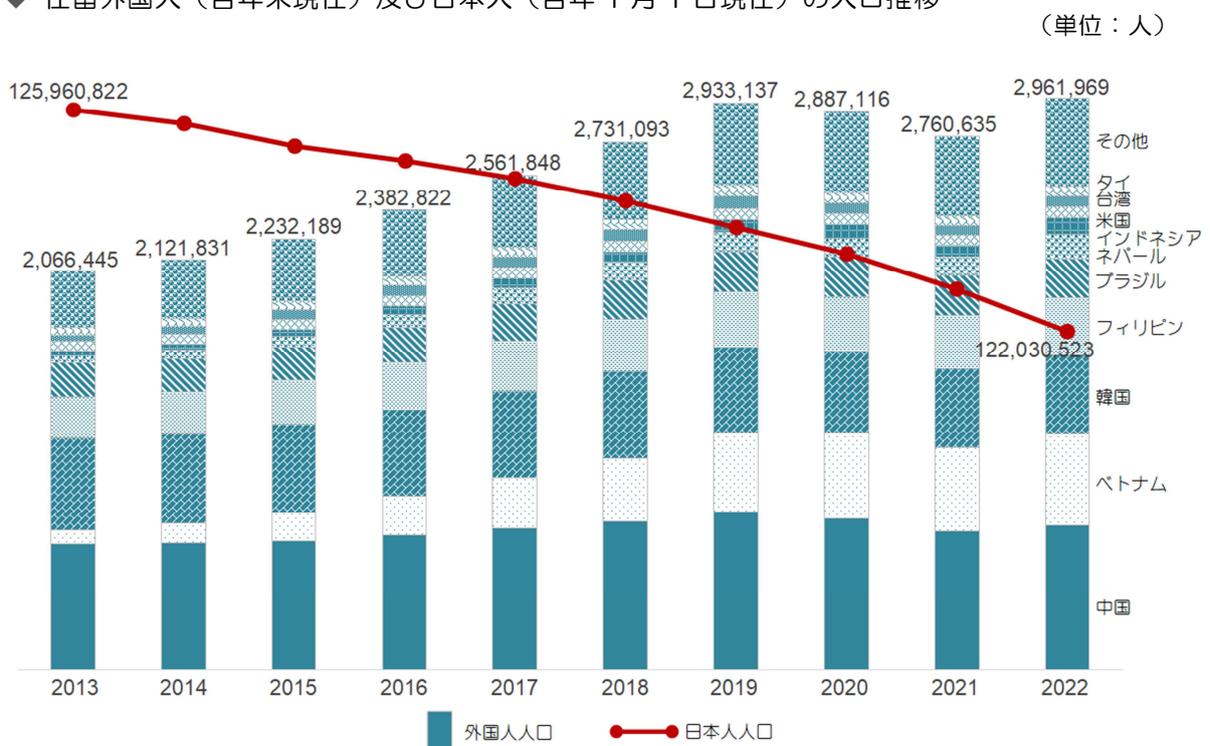
2 多文化共生の現状と課題

(1) 全国的な在留外国人数の推移

日本に在留する外国人の数は、全国統計によると、2022（令和4）年末現在で約296万人となっており、コロナ（注6）禍で一時減少傾向を見せたものの、2013（平成25）年以降、約90万人増加しています。最も多い国籍が中国であり、以下、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジルと続いています。

なお、日本人人口においては、コロナ禍以前より減少傾向が続いています。

◆ 在留外国人（各年末現在）及び日本人（各年1月1日現在）の人口推移



(法務省統計（在留外国人人口）及び総務省統計局（日本人人口）より)

(2) 国の外国人受入れ施策の拡大

1990（平成2）年の改正入管法施行によって、1990年代から2000年代前半にかけて、在留外国人が増加し、日系人（注7）を中心に定住する傾向が強まっていた中、言葉や習慣の違いのため必要な公共サービスが受けられないこと、雇用が不安定で労働条件が低いことなどの生活者としての問題が生じていました。

こうしたことなどを背景に、国においては、国内で就労・生活する外国人について、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備するため、これまで『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（2006年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議決定）、「日系定住外国人施策に関する基本方針」（2010年8月31日日系定住外国人施策推進会議決定）、「日系定住外国人施策に関する行動計画」（2011年3月31日日系定住外国人施策推進会議決定）などが策定されました。

さらに、「特定技能」の在留資格創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を策定し、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、③生活者としての外国人に対する支援及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することとなっています。

この「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」は2022（令和4）年6月に改訂され、生活オリエンテーション（注8）や外国人の子どものキャリア形成支援の取組が新たに盛り込まれ、めざすべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も策定されました。

また、日本語教育に関する施策としては、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現し、諸外国との交流の促進等を目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が2019（令和元）年6月に成立しました。基本理念として、「外国人等に対する日本語教育を受ける機会の最大限の確保」「日本語教育の水準の維持向上」「関連施策等との有機的な連携」「日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識」「幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性」などが示されています。

年 月	国の外国人受入れ施策等
2006年 12月	『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」策定
2010年 8月	「日系定住外国人施策に関する基本方針」策定
2011年 3月	「日系定住外国人施策に関する行動計画」策定
2018年 12月	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」策定
2019年 6月	「日本語教育の推進に関する法律」策定
2022年 6月	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」策定

(3) 新都市の現状

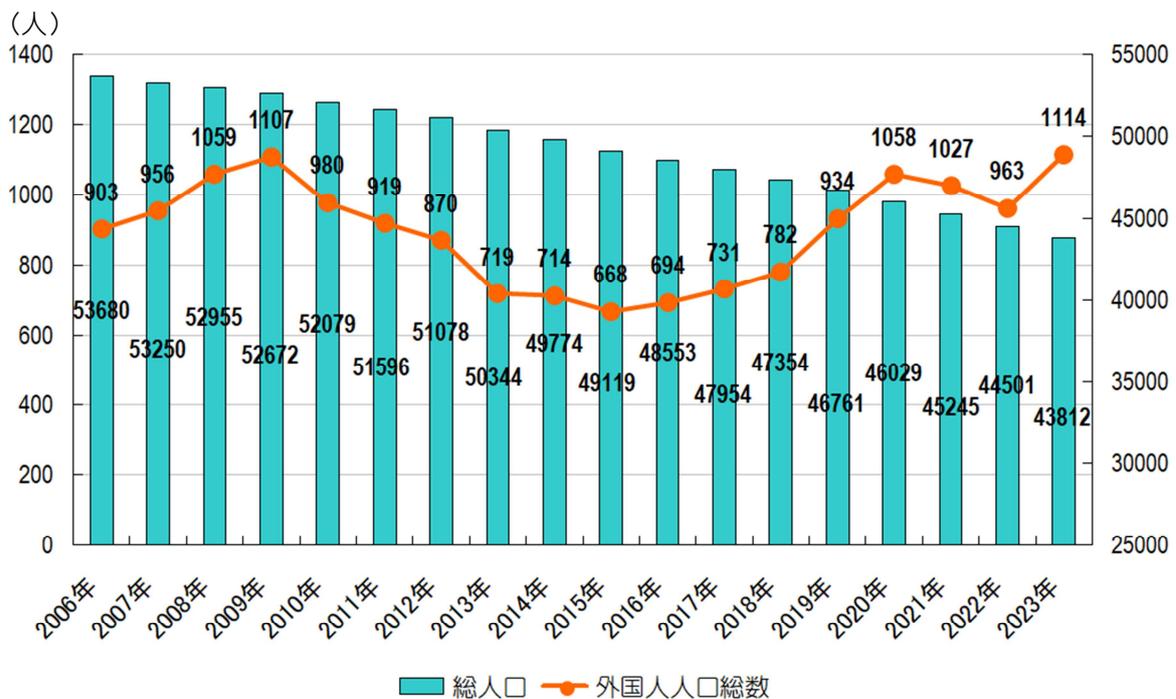
● 外国人人口総数

新都市の総人口は2023（令和5）年1月1日現在で43,812人であり、このうち外国人人口が1,114人となっています。総人口が2006（平成17）年から2023（令和5）年までの18年間で9,868人（18.4%）減少したのに対し、外国人人口は211人（23.4%）増加しています。

外国人人口は、リーマンショックなどの影響もあり、2009（平成21）年から2015（平成27）年にかけて減少傾向を見せたものの、その後増加に転じています。コロナ禍で一時的な減少がありました。2023（令和5）年には1,114人と過去最多となっています。

外国人人口の総人口に占める割合は、2023（令和5）年には2.5%となっており、2006（平成17）年の1.7%と比較すると0.8%増加しています。

◆新都市の外国人人口総数と総人口の推移（住民基本台帳、各年1月1日現在）



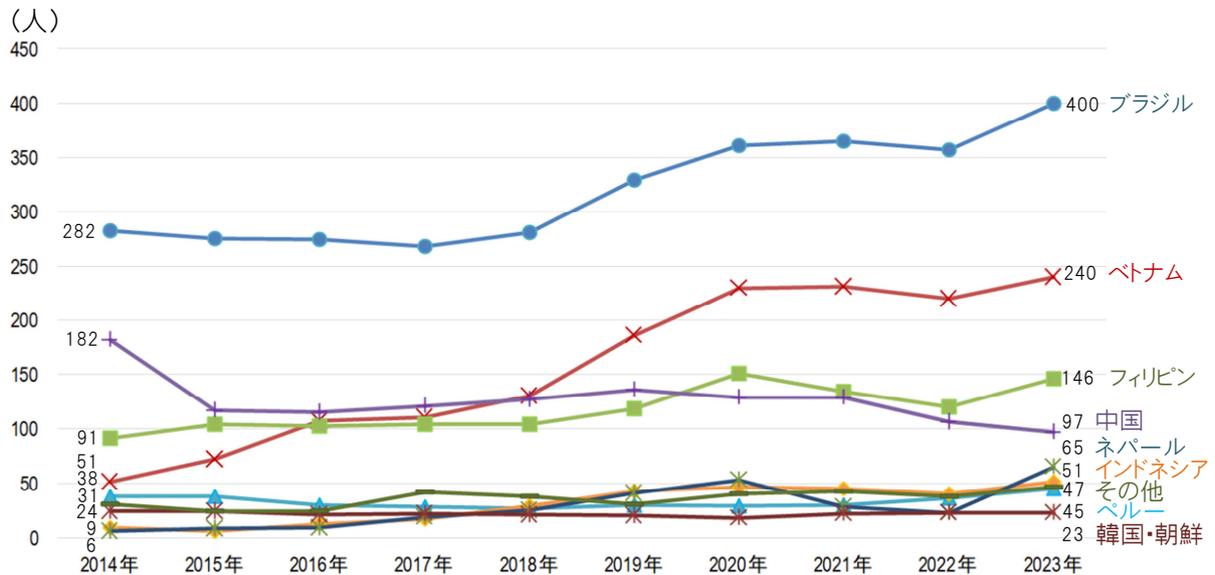
◆新都市の外国人人口総数の総人口に占める比率（住民基本台帳、各年1月1日現在）

2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
1.7%	1.8%	2.0%	2.1%	1.9%	1.8%	1.7%	1.4%	1.4%
2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
1.4%	1.4%	1.5%	1.7%	2.0%	2.3%	2.3%	2.2%	2.5%

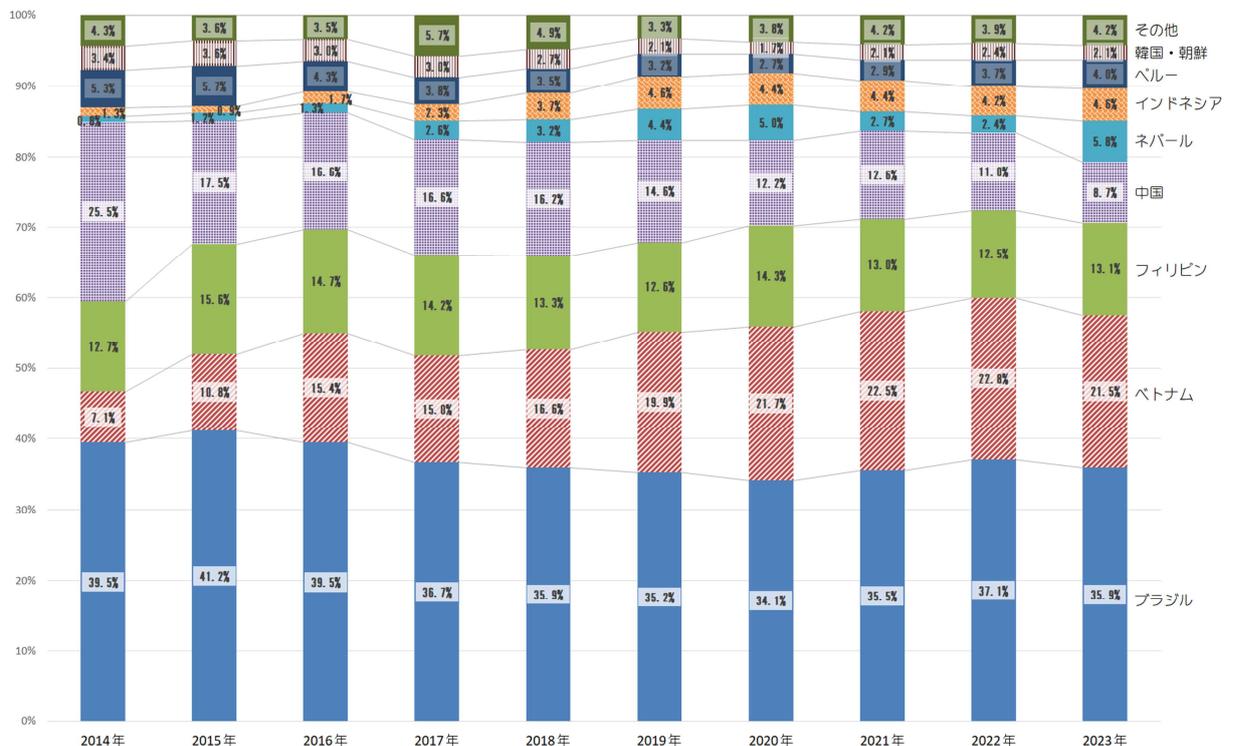
● 国籍別人口

国籍別に見ると、2014（平成26）年では、多い国籍がブラジル、中国、フィリピン、ベトナム、ペルーの順でしたが、2023（令和5）年では、ブラジル、ベトナム、フィリピン、中国、ネパールの順となり、特にベトナムの増加が著しくなっています。

◆ 新都市の外国人市民の国籍別人口の推移（住民基本台帳、各年1月1日現在）



◆ 新都市の外国人市民の国籍別の人口割合の推移（住民基本台帳、各年1月1日現在）

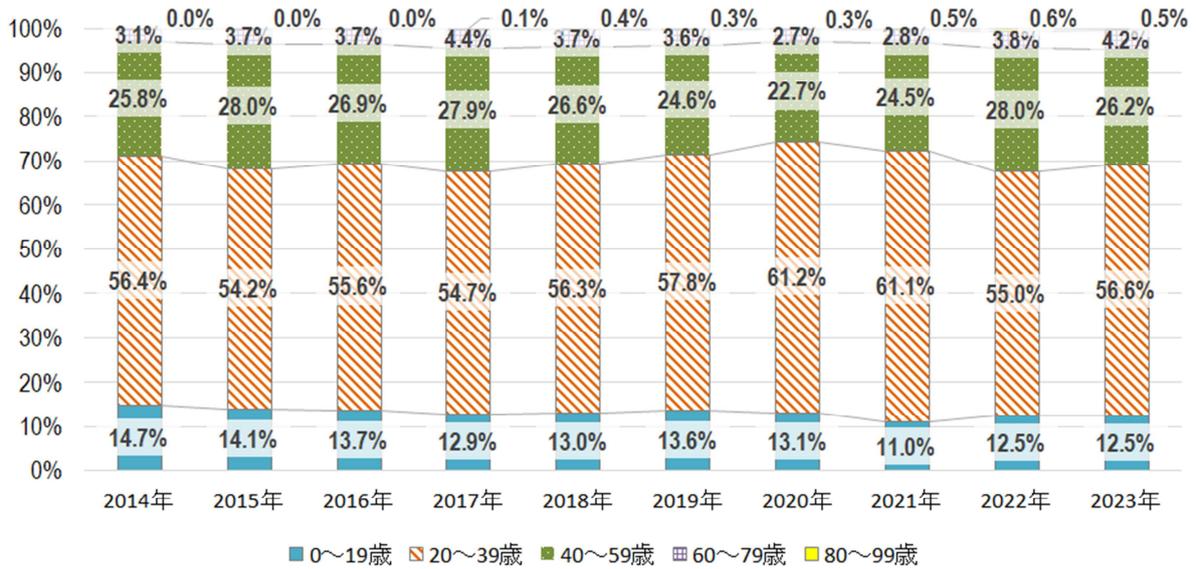


● 年齢別人口比率

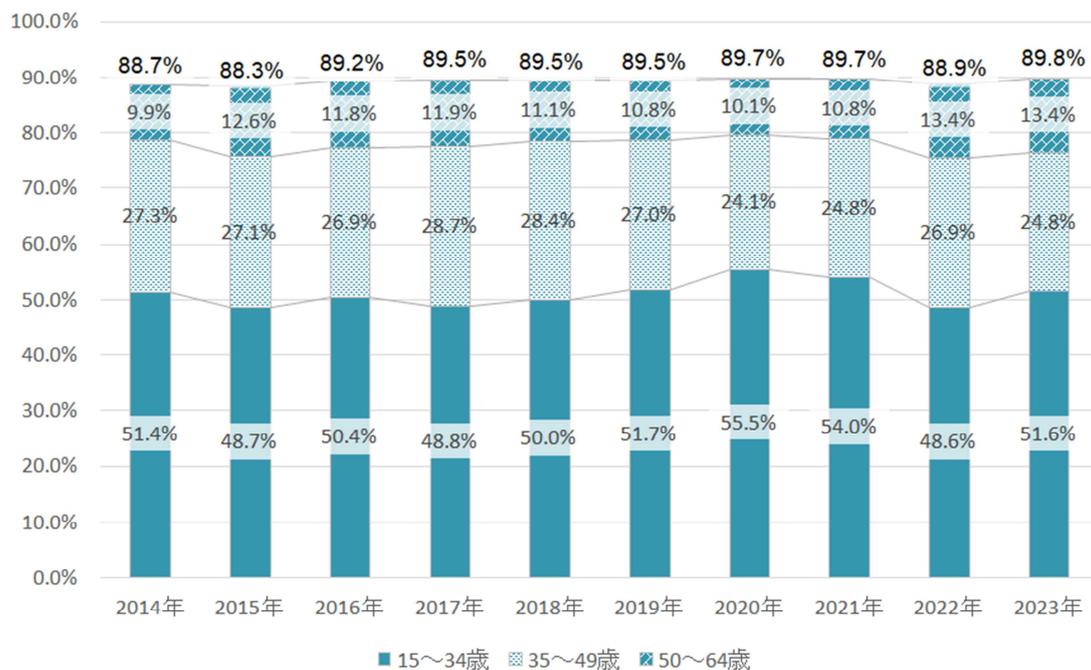
年齢別比率をみると、60歳未満の人口が96%前後で推移しており、中でも20代、30代の若年層が多い状況です。

また、生産年齢（15歳～64歳）の人口比率をみると、8割後半で推移していることがわかります。

◆新都市の外国人市民の年齢別人口比率の推移(住民基本台帳、各年1月1日現在)



◆新都市の外国人市民の生産年齢人口(15～64歳)比率の推移(住民基本台帳、各年1月1日現在)



● 在留資格別人口

在留資格別にみると、永住者が 31.3%と最も多く、永住者を含む「身分や地位に応じた在留資格」の割合は 5 割を超えています。「日本で行う活動内容に応じた在留資格」のうち、特定技能・技能実習が半数以上を占めています。

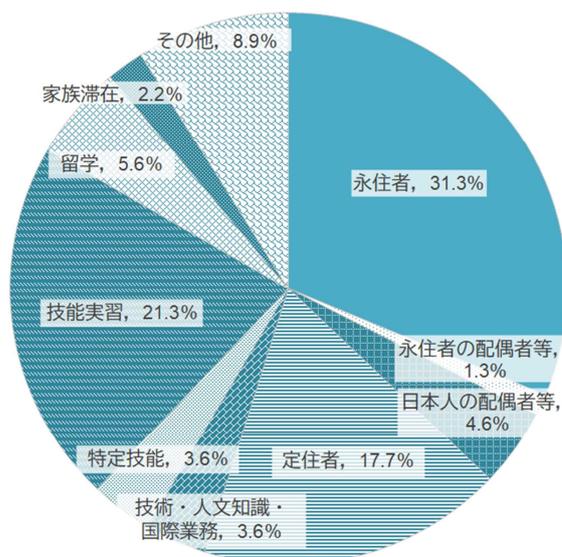
◆新城市の外国人市民の在留資格別人口の推移(住民基本台帳、各年 1 月 1 日現在)

(人)

在留資格	2019	2020	2021	2022	2023
永住者	294	291	292	317	348
永住者の配偶者等	11	11	14	11	14
日本人の配偶者等	50	60	62	54	51
定住者	148	174	189	177	197
技術・人文知識・国際業務	14	22	25	32	40
特定技能 1 号	0	0	3	13	40
技能実習 1 号イ	14	22	0	0	0
技能実習 1 号ロ	171	149	45	20	88
技能実習 2 号ロ	134	191	234	148	54
技能実習 3 号ロ	5	26	42	48	95
企業内転勤	2	7	4	5	5
技能	14	15	12	14	13
経営・管理	4	4	4	3	4
研修	1	1	0	0	0
宗教	0	0	0	0	1
高度専門職 1 号ロ	0	0	0	0	1
特定活動	2	3	42	67	56
家族滞在	26	30	20	25	24
留学	25	34	18	9	62
特別永住者	15	14	18	19	19
合計	930	1,054	1,024	962	1,112

※出生したばかりで在留資格が未取得の場合等により、合計が実際の外国人人口総数と異なる場合があります。

◆新城市の外国人市民の在留資格別人口の割合(住民基本台帳、2023 年 1 月 1 日現在)



在留資格とは

在留資格とは、外国籍の方が日本に滞在するために必要な資格です。全部で 29 種類ありますが、「日本で行う活動内容に応じた在留資格」と「身分や地位に応じた在留資格」の大きく二つに分けることができます。主なものとして、次の表のようなものが挙げられます。

<主な在留資格一覧表>

区分	在留資格	概要	該当例	在留期間
身分や地位に応じた在留資格	永住者	法務大臣が永住を認める方	法務大臣から永住の許可を受けた方	無期限
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、特別養子、日本人の子として出生した方	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6ヵ月
	永住者の配偶者等	永住者等の配偶者、永住者等の子として日本で出生し、その後引き続き日本に在留している方	永住者・特別永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6ヵ月
	定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める方	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6ヵ月又は法務大臣が個々に指定する期間
日本で行う活動内容に応じた在留資格	技術・人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づき行う特定の分野に属する技術、知識を要する業務又は外国の文化に基盤を持つ思考、感受性を要する業務に従事する活動	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3ヵ月
	特定技能	法務大臣指定の日本の公私の機関との雇用契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度又は熟練した技能等を要する業務に従事する活動。1号から2号まであり	特定産業分野に属する相当程度又は熟練した技能等を要する業務に従事する外国人	1号は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）で上限5年まで。2号は3年、1年又は6ヵ月で更新の上限なし
	技能実習	技能実習法上の認定を受けた技能実習計画に基づき、講習を受け、技能等に係る業務等に従事する活動。1号から3号まであり	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1号は1年、2号・3号は2年をそれぞれ超えない範囲）
	短期滞在	日本に短期間滞在して行う活動	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間
	留学	日本の小学校から大学等の期間において教育を受ける活動	小学校から大学等までの学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間
	家族滞在	特定の在留資格をもって在留する方の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間

(出入国在留管理庁ホームページを参考に作成)

● 地区別人口

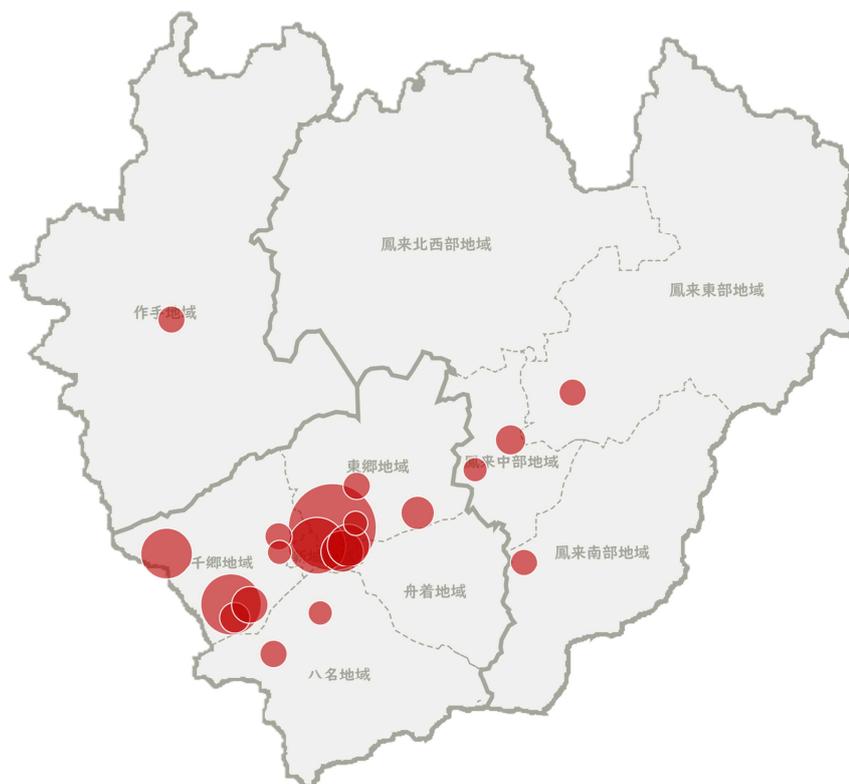
新城市の地域自治区（注9）別外国人人口を見ると、新城・千郷・東郷地域自治区に集住しており、3つの地域自治区で全体の約8割を占めています。また、2014（平成26）年から2023（令和5）年までの行政区（注10）別の外国人人口の増減数及び行政区別の人口比率を見ると、鴨ヶ谷（作手地区）、竹ノ輪（鳳来地区）においても外国人人口が増加しており、当該2行政区では、行政区別の人口比率が弁天（新城地区）の14.5%に続いて鴨ヶ谷が14.1%、竹ノ輪が13.4%と高い比率となっています。

◆新城市の地域自治区別外国人人口（住民基本台帳、各年1月1日現在）

地域自治区	2014年（平成26年）					2023年（令和5年）					増減率
	日本人	外国人	合計	自治区ごとの外国人人口比率	構成	日本人	外国人	合計	自治区ごとの外国人人口比率	構成	
新城地域自治区	7,008	190	7,198	2.6%	26.6%	6,160	229	6,389	3.6%	20.6%	20.5%
千郷地域自治区	11,605	186	11,791	1.6%	26.1%	10,703	318	11,021	2.9%	28.5%	71.0%
東郷地域自治区	9,152	174	9,326	1.9%	24.4%	8,277	317	8,594	3.7%	28.5%	82.2%
舟着地域自治区	1,597	10	1,607	0.6%	1.4%	1,339	9	1,348	0.7%	0.8%	-10.0%
八名地域自治区	5,352	23	5,375	0.4%	3.2%	4,645	62	4,707	1.3%	5.6%	169.6%
新城地区総数	34,714	583	35,297	1.7%	81.7%	31,124	935	32,059	2.9%	83.9%	60.4%
鳳来中部地域自治区	3,251	50	3,301	1.5%	7.0%	2,861	47	2,908	1.6%	4.2%	-6.0%
鳳来南部地域自治区	1,603	11	1,614	0.7%	1.5%	1,293	29	1,322	2.2%	2.6%	163.6%
鳳来北西部地域自治区	2,948	13	2,961	0.4%	1.8%	2,183	14	2,197	0.6%	1.3%	7.7%
鳳来東部地域自治区	3,826	28	3,854	0.7%	3.9%	3,079	37	3,116	1.2%	3.3%	32.1%
鳳来地区総数	11,628	102	11,730	0.9%	14.3%	9,416	127	9,543	1.3%	11.4%	24.5%
作手地域自治区	2,718	29	2,747	1.1%	4.1%	2,158	52	2,210	2.4%	4.7%	79.3%
作手地区総数	2,718	29	2,747	1.1%	4.1%	2,158	52	2,210	2.4%	4.7%	79.3%
総数	49,060	714	49,774	1.4%	100.0%	42,698	1,114	43,812	2.5%	100.0%	56.0%

◆新城市の行政区別外国人人口の上位20行政区（住民基本台帳、2023年1月1日現在）

順位	行政区	人数
1	平井	216
2	大野田	97
3	本町	86
4	川田	69
5	弁天	51
6	東新町	49
7	野田	37
8	川路	29
9	川田原	23
9	内金	23
11	富永	22
11	竹ノ輪	22
13	大野	20
13	杉山	20
15	一鍬田	19
15	鴨ヶ谷	19
17	石田	17
18	庭野	15
18	長篠西	15
18	富沢	15



◆新城市の行政区別外国人人口の行政区別人口に占める比率上位 10 行政区
(住民基本台帳、2023 年 1 月 1 日現在)

順位	行政区	比率
1	弁天	14.5%
2	鴨ヶ谷	14.1%
3	竹ノ輪	13.4%
4	上市場東住宅	11.0%
5	平井	8.1%
6	本町	7.0%
7	黒瀬	6.7%
8	山	6.5%
9	東矢田	5.7%
9	大野田	5.7%

◆新城市の行政区別の外国人人口増減数上位 10 行政区(住民基本台帳、各年 1 月 1 日現在)

順位	行政区	増減数	2014年	2023年
1	平井	126	90	216
2	大野田	53	44	97
3	本町	51	35	86
4	川田	38	31	69
5	東新町	25	24	49
6	川田原	17	6	23
6	鴨ヶ谷	17	2	19
8	長篠西	15	0	15
8	竹ノ輪	15	7	22
10	山	13	0	13

(4) アンケートなどの結果から見える今後の課題について

新城市では、2022（令和 4）年 5 月に外国人市民アンケートを実施し、その後 2022（令和 4）年 12 月から 2023（令和 5）年 2 月にかけて、外国人市民アンケートに基づいたヒアリングを行いました。また、2023（令和 5）年 4 月から 6 月にかけて多文化共生に係る日本人市民（住民及び区長）アンケート及びヒアリングを実施しました。

これらのアンケートなどの結果から見える今後の課題については、以下の 3 点に分けることができます。

① コミュニケーションへの不安

外国人市民においては、こども園や学校などの教育現場や職場などで、日本人とコミュニケーションが取れないこと、市や学校からの書類や連絡が分からないことなど、コミュニケーションを取ることに對する不安が多いです。

それと同時に、日本語を学びたいと思う人は半数以上おり、その理由としては、日常生活や職場において日本人とコミュニケーションを取りたいというものが挙げられています。

日本人市民においても、地域の外国人市民との関係で困った経験について、言語の問題でコミュニケーションが取れなかったことが最も多く挙げられています。

日本語が分からない外国人市民への多言語支援に加え、日本人とコミュニケーションを取っていくための日本語教育を推進することが重要となります。

② 生活情報などの不足

外国人市民においては、地域の人とトラブルになったことや困ったことがある人は 9%おり、その原因として、ごみの出し方や騒音などの生活ルールに関することが挙げられています。日本に住んでいる年数、新城市に住んでいる年数の関係から、日本に来て間もなく、または直接新城市に転入している外国人市民もいることが考えられ、日本の生活ルールなどについて知る機会が必要になります。

また、災害時には避難場所や情報の入手先などについて不安とされています。

日本人市民においては、地域の外国人市民との関係で困った経験として、住民・区長の双方においてごみの出し方が挙げられています。

新城市では、外国人転入者向けにごみの分別に関する多言語チラシを配布しているほか、外国人市民を対象とした防災について学ぶイベントや多言語対応の防災アプリがありますが、今後もさらなる周知をしていくことが必要です。

③ 多文化共生意識の不足

外国人市民においては、地域活動に参加したことがない方は半数近くいる中で、7割程度は今後の地域の日本人との交流を望んでいます。

一方で、日本人市民においては、外国人市民に対する偏見・差別があると感じている人は半数を超えており、また、地域や職場に外国人市民が増えることの地域社会への影響については、期待と不安が半々となっています。

外国人市民が地域社会へ参画し、地域の担い手となるためには日本人市民への多文化共生の意識啓発が重要となります。

Ⅲ 基本方針

1 基本理念

～ 地域の一員として認め合う その多様性がしんしろを創る ～

地域に住んでいる住民は、日本人・外国人を問わず、それぞれ異なる事情や背景を持っており、新都市に短期間しか滞在しない方、長期的に滞在する方、何世代にも渡って暮らしていく方など様々です。

様々な方が暮らしている地域の中で、国籍・民族に関わらず、日本人も外国人も「地域の一員」として認め合うことが多文化共生の第一歩です。そして、そこから生まれる多様性が、これからの新都市を創っていくこととなります。

2 施策の体系

基本理念を実現するために、次の3つの施策を柱として、多文化共生推進施策を展開します。

伝え合う

(1) コミュニケーション支援

外国人市民が言葉の壁を越え、地域社会で誰もが安全・安心に暮らし、ともに活躍できるよう、日本語教育を推進するとともに、日本人へやさしい日本語^(注11)を普及します。また、日本語が分からない外国人市民が必要な情報を得られるよう、やさしい日本語を含めた多言語対応を推進します。

助け合う

(2) 生活支援

外国人市民の日常生活での不安を軽減するため、ライフサイクルに応じた継続的な支援など、生活全般にわたる支援の充実を図ります。

分かり合う

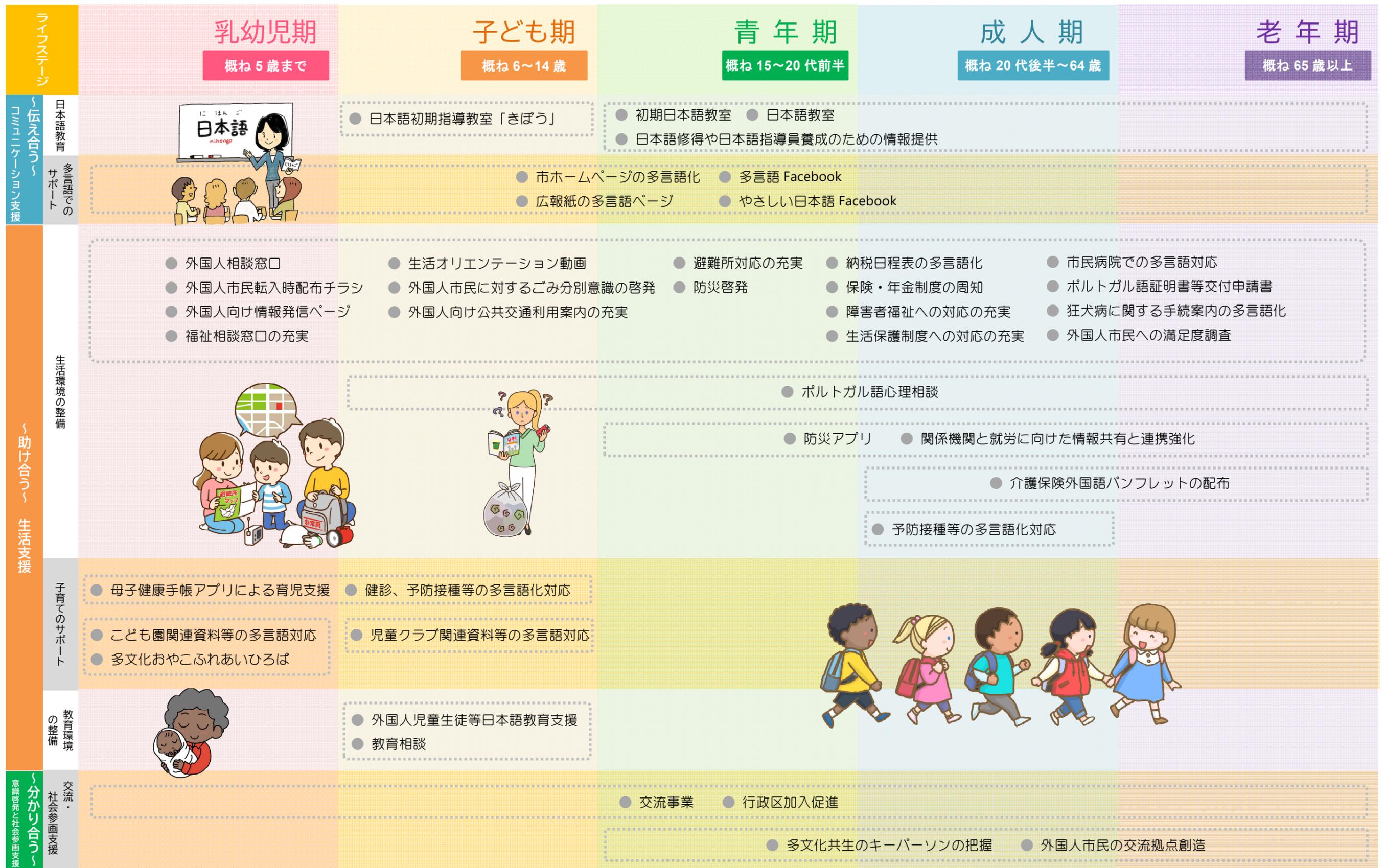
(3) 意識啓発と社会参画支援

外国人市民と日本人が互いの文化的背景や習慣を理解し、偏見や差別のない対等な関係を築くことができるよう、啓発活動や交流活動を推進します。

<プランの体系>

基本理念	施策の3本柱	実施施策	主な事業
地域の一人一員として認め合う その多様性がしんしろを創る	01 ~伝え合う~ コミュニケーション支援	日本語教育 <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの日本語教育 ●大人の日本語教育 ●日本語習得や日本語指導員養成に関する情報提供 	No. 1~ 4
		多言語でのサポート <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページの多言語化 ●広報紙の多言語ページ ●SNSによる多言語での発信 	No. 5~ 8
		やさしい日本語の普及 <ul style="list-style-type: none"> ●市民（職員含む）に対するやさしい日本語の普及 	No. 9
	02 ~助け合う~ 生活支援	生活環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ●外国人相談窓口 ●外国人向けの情報や生活ルールなどの多言語での発信 ●防災関係の周知 ●保険制度、税、医療などに関する多言語での案内 ●ポルトガル語心理相談 	No. 10~31
		子育てのサポート <ul style="list-style-type: none"> ●子育て関連資料の多言語化 ●母子健康手帳アプリ ●多文化おやこふれあいひろば 	No. 32~36
		教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ●外国人児童生徒やその保護者の支援 ●中学卒業後の進路などの情報提供 	No. 37~39
	03 ~分かり合う~ 意識啓発と 社会参画支援	意識啓発・理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ●多文化共生などの意識啓発 ●異文化理解の促進 	No. 40~45
		交流・社会参画支援 <ul style="list-style-type: none"> ●日本人と外国人の交流 ●行政区加入促進 ●<u>キーパーソン</u>（注12）の把握 	No. 46~49

〈ライフサイクル図〉 この図は、本プランに掲載している施策のうち、外国人市民への支援に関するものを取り上げ、外国人市民のライフサイクルに応じた支援を示しています。



IV 施策

伝え合う

1 コミュニケーション支援

外国人が言葉の壁を越え、地域社会で誰もが安全・安心に暮らし、ともに活躍できるよう、日本語教育を推進するとともに、日本人へやさしい日本語を普及します。また、日本語が分からない外国人市民が必要な情報を得られるよう、やさしい日本語を含めた多言語対応を推進します。

<目標指標>

指 標	現行値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
日本語初期指導教室「きぼう」の入室希望者の入室受け入れ率	100% (11人全員入室)	100%
大人向けの日本語教室などの延受講者数	—	2,000人 (5年計)

◎重点項目一覧

区分	項 目	主な関係課・関係機関
継続	日本語初期指導教室「きぼう」	学校教育課
新規	初期日本語教室	市民自治推進課 新城市国際交流協会
継続	やさしい日本語の普及	市民自治推進課 秘書人事課

※多文化共生社会の実現のために特に重要な施策を「重点項目」としています。

実施施策(1) 日本語教育

No.	対象期	区分	項 目	事業の内容					主な関係課・関係機関
				計画対象年度					
				2024	2025	2026	2027	2028	
1 重点	子ども期	継続	日本語初期指導教室「きぼう」	日本の学校に初めて入学する等、日本語初期指導が必要な小中学生が簡単な日本語や日本の学校生活について学ぶための教室を開室します。					学校教育課
→	→	→	→	→					
2 重点	青年期～老年期	新規	初期日本語教室	日本語が全く話せない、またはほとんど話せない外国人市民を対象とした、対話形式の日本語教室を行います。					市民自治推進課 新城市国際交流協会
実施	→	→	→	→					

※「計画対象年度」の欄には、各年度の実施状況として「実施(その年度に新規で実施)」、「→(継続)」、「拡充」、「検討」、「完了」が入ります。

No.	対象期	区分	項目	事業の内容					主な関係課 ・関係機関
				計画対象年度					
				2024	2025	2026	2027	2028	
3	青年期 ～ 老年期	継続	日本語教室	日本語を学びたい外国人学習者のニーズに合わせた内容で学習機会を提供する日本語教室を行います。					市民自治推進課 新城市国際交流協会
			→	→	→	→	→		
4	青年期 ～ 老年期	継続	日本語習得や日本語指導員養成のための情報提供	国や県などが実施する日本語習得や、日本語ボランティア養成のための研修等の情報提供を行います。					市民自治推進課 新城市国際交流協会
			→	→	→	→	→		

実施施策(2) 多言語でのサポート

No.	対象期	区分	項目	事業の内容					主な関係課 ・関係機関
				計画対象年度					
				2024	2025	2026	2027	2028	
5	全期	継続	市ホームページの多言語化	自動翻訳システムにより、市ホームページを多言語化します。					秘書人事課
			→	→	→	→	→		
6	全期	新規	広報紙の多言語ページ	市の広報紙に、特に外国人向けに必要な情報をピックアップしたページを作成します。					秘書人事課 市民自治推進課
			実施	→	→	→	→		
7	全期	拡充	多言語Facebook	多言語版の市の公式Facebookで、市の生活、学校・保育、観光、防災等に関する情報を多言語で発信します。					市民自治推進課
			拡充	→	→	→	→		
8	全期	継続	やさしい日本語Facebook	新城市国際交流協会の公式Facebookで、イベント情報、生活、防災等に関する情報をやさしい日本語で発信します。					新城市国際交流協会
			→	→	→	→	→		

実施施策(3) やさしい日本語の普及

No.	対象期	区分	項目	事業の内容					主な関係課 ・関係機関
				計画対象年度					
				2024	2025	2026	2027	2028	
9 重点	全期	継続	やさしい日本語の普及	外国人市民に伝わりやすい「やさしい日本語」を、職員及び日本人市民に普及します。					市民自治推進課 秘書人事課
			→	→	→	→	→		

助け合う

2 生活支援

外国人市民の日常生活での不安を軽減するため、ライフサイクルに応じた継続的な支援など、生活全般にわたる支援の充実を図ります。

<目標指標>

指標	現行値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の外国人登録率	10.5%	20.0%
防災アプリのダウンロード数	4,346	7,400
納税日程表の多言語化、対応言語数 (既:ポルトガル語。目標:ベトナム語、タガログ語、中国語、英語)	1	5
外国人市民生活満足度	74.3%	86%
母子健康手帳アプリ利用率 ※未就園児の保護者(国籍問わず)を分母とする。	—	80%

◎重点項目一覧

区分	項目	主な関係課・関係機関
継続	外国人相談窓口	市民自治推進課
新規	生活オリエンテーション動画	市民自治推進課
拡充	外国人市民に対するごみ分別意識の啓発	生活環境課 新城市国際交流協会
継続	防災アプリ	防災対策課

実施施策(1) 生活環境の整備

No.	対象期	区分	項目	事業の内容					主な関係課・関係機関
				計画対象年度					
				2024	2025	2026	2027	2028	
10 重点	全期	継続	外国人相談窓口	市役所総合案内窓口内に外国人相談窓口を設置し、市内在住の外国人市民の各種行政手続の円滑化や積極的な情報発信を図ります。					市民自治推進課
				→	→	→	→	→	
11 重点	全期	新規	生活オリエンテーション動画	在住外国人に日本の暮らし・ルールをよりわかりやすく伝えるため、多言語で生活オリエンテーション動画を作成します。					市民自治推進課
				実施	→	→	→	→	
12	全期	継続	外国人市民転入時配布チラシ	外国人市民の転入時に、市が外国人市民向けに実施している主な施策を紹介するチラシを配布します。					市民自治推進課
				→	→	→	→	→	

No.	対象期	区分	項目	事業の内容					主な関係課 ・関係機関	
				計画対象年度						
				2024	2025	2026	2027	2028		
13	全期	継続	外国人向け情報発信ページ	市ホームページに、各機関から外国人向けに発信される情報についてまとめたページを作成します。	→	→	→	→	→	市民自治推進課
14	全期	拡充	外国人市民に対するごみ分別意識の啓発	外国人市民向けのごみ分別アプリ及びごみ分別ガイドの言語数を拡充し、ごみ分別意識の啓発を図るとともに、外国人にも安心して住みやすい環境づくりを推進する。	拡充	→	→	→	→	生活環境課 新城市国際交流協会
15	全期	新規	外国人向け公共交通利用案内の充実	外国人向けのバスの乗り方やバス停案内表示などを行い、公共交通を利用しやすい環境を整えます。	実施	→	→	→	→	公共交通対策課
16	青年期 ～ 老年期	継続	防災アプリ	多言語に対応した防災行政無線の放送内容やハザードマップ等が確認できる防災アプリの普及。	→	→	→	→	→	防災対策課
17	全期	継続	避難所対応の充実	避難所に英語・タガログ語・ポルトガル語対応の「絵や文字による情報を必要とする人のために」というコミュニケーションボードを設置します。	拡充	→	→	→	→	福祉課
18	全期	継続	防災啓発	市内在住外国人が防災を自分事として捉えられるように啓発します。	→	→	→	→	→	市民自治推進課 新城市国際交流協会 防災対策課
19	全期	拡充	納税日程表の多言語化	納税日程表を多言語（5か国語対応）で作成し、広く納税の啓発を図ります。	拡充	→	→	→	→	税務課 債権管理室
20	全期	継続	保険・年金制度の周知	国民健康保険及び国民年金の制度内容や加入・脱退手続きについて、やさしい日本語や多言語で周知していく。	→	→	→	→	→	保険医療課
21	成人期 ～ 老年期	継続	介護保険外国語パンフレットの配布	窓口で外国人向けパンフレットを配布し、外国人の介護保険に対する理解を深めます。	→	→	→	→	→	高齢者支援課 東三河広域連合介護保険課 愛知県社会活動推進課多文化共生推進室
22	全期	継続	障害者福祉への対応の充実	障害者福祉制度について、「やさしい日本語」で情報提供します。	拡充	→	→	→	→	福祉課
23	全期	継続	生活保護制度への対応の充実	生活保護制度について、「やさしい日本語」で制度説明します。	拡充	→	→	→	→	福祉課

No.	対象期	区分	項目	事業の内容					主な関係課・関係機関
				計画対象年度					
				2024	2025	2026	2027	2028	
24	成人期	継続	予防接種等の多言語化対応	予防接種の案内チラシや予診票の多言語化を行います。					健康課
				→	→	→	→	→	
25	全期	継続	福祉相談窓口の充実	DVや児童虐待など状況を正確に把握し、伝達する必要がある福祉相談について、ブラジル人を対象に通訳対応をするほか、やさしい日本語での対応を図ります。					児童養育支援室
				→	→	→	→	→	
26	全期	継続	市民病院での多言語対応	外国人来院者に対し、多言語での対応を図ります。					医事課
				→	→	→	→	→	
27	子ども期～老年期	継続	ポルトガル語心理相談	市内在住ブラジル人の母国語での心理相談へのニーズに対応するため、ポルトガル語での心理相談を行います。					市民自治推進課
				→	→	→	→	→	
28	青年期～成人期	継続	関係機関と就労に向けた情報共有と連携強化	公共職業安定所、しんしる事業協同組合、商工会等の関係機関と外国人市民の就労に関する情報を交換し、共有を図ります。					産業政策課 公共職業安定所 しんしる事業協同組合 商工会
				→	→	→	→	→	
29	全期	継続	狂犬病に関する手続き案内の多言語化	狂犬病手続きの案内を翻訳することにより、犬を飼う外国人の手続きの円滑化を図ります。					環境政策課
				→	→	→	→	→	
30	全期	継続	ポルトガル語証明書等交付申請書	住民票の写し、戸籍関係証明書、印鑑証明書についてポルトガル語での交付申請書を備え付けます。					市民課
				→	→	→	→	→	
31	全期	継続	外国人市民への満足度調査	外国人市民に対し、新城市での生活に関する満足度調査を実施します。					市民自治推進課
				→	→	→	→	→	

実施施策(2) 子育てのサポート

No.	対象期	区分	項目	事業の内容					主な関係課・関係機関
				計画対象年度					
				2024	2025	2026	2027	2028	
32	乳幼児期	継続	こども園関連資料等の多言語対応	こども園のご案内や申請書類等を多言語で作成します。					こども未来課
				→	→	→	→	→	

No.	対象期	区分	項目	事業の内容					主な関係課 ・関係機関
				計画対象年度					
				2024	2025	2026	2027	2028	
33	乳幼児期	継続	多文化おやこふれ あいひろば	日本人及び外国人の未就学児の親子の交流イベントを開催します。					市民自治推進課 新城市国際交流協会
				→	→	→	→	→	
34	子ども期	継続	児童クラブ関連資料等の多言語対応	児童クラブのご案内や申請書類等を多言語で作成します。					こども未来課
				→	→	→	→	→	
35	乳幼児期 子ども期	新規	母子健康手帳アプリによる育児支援	母子の健康管理及び育児支援の一助として、多言語翻訳に対応した母子健康手帳アプリを導入します。					児童養育支援室
				実施	→	→	→	→	
36	乳幼児期 子ども期	継続	健診、予防接種等の多言語化対応	母子健康手帳、健診、予防接種等での多言語化を行います。面接時に、通訳対応を図ります。					健康課
				→	→	→	→	→	

実施施策(3) 教育環境の整備

No.	対象期	区分	項目	事業の内容					主な関係課 ・関係機関
				計画対象年度					
				2024	2025	2026	2027	2028	
37	子ども期	継続	外国人児童生徒等 日本語教育支援 (適応サポート)	外国人児童生徒の在籍する小中学校に支援員を派遣し、日本語ができずに学習や生活に適應できない児童生徒をサポートします。					学校教育課
				→	→	→	→	→	
38	子ども期	継続	外国人児童生徒等 日本語教育支援 (翻訳・通訳サポート)	学校からの通知文や入学説明会、進路説明会等の資料を翻訳し、保護者会や説明会等に同席して保護者に通訳をする支援員を派遣します。					学校教育課
				→	→	→	→	→	
39	子ども期	継続	教育相談	外国籍の子どもと保護者を対象に、中学校卒業後の進路、進学にかかる費用等について情報提供します。					学校教育課 市民自治推進課 新城市国際交流協会
				→	→	→	→	→	

分かり合う

3 意識啓発と社会参画支援

外国人市民と日本人市民が互いの文化的背景や習慣を理解し、偏見や差別のない対等な関係を築くことができるよう、啓発活動や交流活動を推進します。

<目標指標>

指標	現行値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
日本人市民と外国人市民の交流を目的とした行事などの参加者数	198人	1,100人(5年計)
多文化共生に係るお出かけ講座の実施回数	1回	3回

◎重点項目一覧

区分	項目	主な関係課・関係機関
拡充	お出かけ講座	市民自治推進課

実施施策(1) 意識啓発・理解促進

No.	対象期	区分	項目	事業の内容					主な関係課・関係機関
				計画対象年度					
				2024	2025	2026	2027	2028	
40	全期	継続	多文化共生意識の啓発	ホームページや広報ほのかなどで多文化共生について情報発信し、日本人市民への意識啓発を行います。					市民自治推進課
				→	→	→	→	→	
41 重点	全期	拡充	お出かけ講座	日本人市民の多文化共生、異文化への理解を促進するため、お出かけ講座を行います。					市民自治推進課
				拡充	→	→	→	→	
42	全期	継続	人権尊重意識の啓発	小学校での人権教室の開催や各種イベント等での啓発活動により市民の人権尊重意識の啓発を図ります。					人権擁護委員協議会 市民課
				→	→	→	→	→	
43	子ども期	継続	語学教育事業	市内全小中学校の英語の授業にALT(外国語指導助手)を配置し、国際理解につながる学習機会を提供します。					学校教育課
				→	→	→	→	→	
44	子ども期	継続	人権尊重意識の啓発	小中学校での道徳等の授業や学校教育を通じた人権教育等により、人権尊重意識の啓発を図ります。					学校教育課
				→	→	→	→	→	

No.	対象期	区分	項目	事業の内容					主な関係課 ・関係機関
				計画対象年度					
				2024	2025	2026	2027	2028	
45	成人期 ～ 老年期	継続	多文化共生パンフレットの配布	外国人高齢者に接する日本人介護者向けにパンフレットを配布し、多文化共生に関する理解を深めます。					高齢者支援課 愛知県社会活動 推進課多文化共 生推進室
			→	→	→	→	→		

実施施策(2) 交流・社会参画支援

No.	対象期	区分	項目	事業の内容					主な関係課 ・関係機関
				計画対象年度					
				2024	2025	2026	2027	2028	
46	全期	継続	交流事業	日本人市民と外国人市民との交流行事などを行います。					市民自治推進課 新城市国際交流 協会
			→	→	→	→	→		
47	全期	新規	行政区加入促進	外国人市民の転入時に行政区加入促進チラシを配布します。					市民自治推進課
			実施	→	→	→	→		
48	青年期 ～ 老年期	継続	多文化共生のキー パーソンの把握	市内に在住する外国人コミュニティのキーパーソンを発掘し、情報発信への協力や施策に関する助言など、連携して多文化共生施策の推進を図ります。					市民自治推進課
			→	→	→	→	→		
49	青年期 ～ 老年期	新規	外国人市民の交流 拠点創造	外国人市民の交流拠点を作り、外国人市民同士及び外国人市民と日本人市民の交流促進を図ります。					新城市国際交流 協会
			実施	→	→	→	→		

V プランの推進に向けて

1 推進体制

多文化共生社会づくりの推進には、日本人市民も外国人市民も、互いの文化的背景や習慣を理解し、対等な立場で助けあって生活していくことが大切です。そのため、本プランの基本理念の達成に向け、地域社会や事業者、国際交流協会、行政等の関係機関がそれぞれの役割を果たし、情報を共有し、連携しながら総合的かつ効率的に諸施策の取組を実施していきます。

● 行政

本プランに基づき、外国人市民の最も身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進します。そして、市民に対して多文化共生に関する啓発を図り、国際交流協会や事業者などの各関係機関との連携を強化し、一層効果的な多文化共生施策を行う役割を担います。

● 国際交流協会

国際交流協会は、国際理解・国際親善等について理解と関心のある会員や市民とともに、異文化理解や外国人市民の支援・交流等の公益事業を推進しています。今後も、行政や各関係機関との連携を図りながら、多文化共生の地域づくりの実現に向けて努めることが期待されます。

● 地域社会

外国人を含む市民の生活基盤は地域です。地域の母体は行政区や自治会であり、行政区や自治会が様々な活動を行い、地域のまちづくりの中心的な役割を担っています。人口減少が進む中で、外国人市民も地域の担い手となって地域が活性化されるよう、外国人市民も巻き込んでいくことが求められます。

● 事業者

外国人労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守、日本語の習得、地域社会への適応、安心して生活ができる環境づくりを促進するための取組が求められます。

2 施策の進行管理

プランに掲げる施策が着実に実施されているかを第三者の委員からなる「新城市多文化共生推進会議」において評価を受け、その結果を毎年度公表するとともに、プランの実施状況、社会情勢の変化や国・県の動向等を踏まえて、プランの内容や数値目標について検証を行い、必要な見直しを行います。

参考資料

1	外国人市民アンケート結果（抜粋）	27
2	多文化共生に係る日本人市民意識調査結果（抜粋）	33
3	新城市多文化共生推進プラン（仮称）策定検討会議	38
4	新城市多文化共生推進連絡会議設置要綱	40
5	策定過程	42
6	用語解説	43

1 外国人市民アンケート結果（抜粋）

調査概要

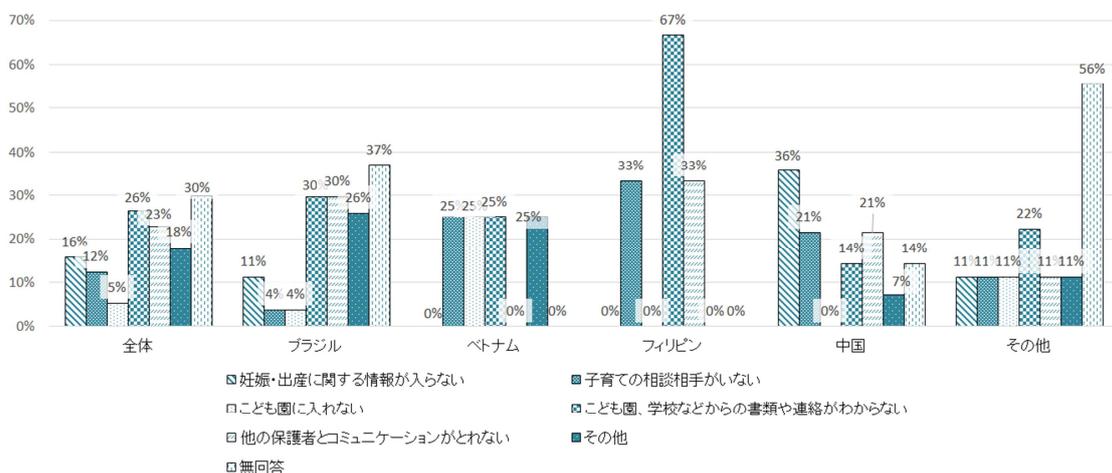
外国人市民の支援をはじめとする多文化共生施策を進めていく上での参考とするため、2022（令和4）年度に、市内在住の高校生以上の外国人882人を対象にアンケートを行いました。回答者数は187人、回収率は21.2%でした。

※ 調査結果の標記について

- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第1位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問は、回答が2つ以上となることがあるため、各選択肢の構成比の合計は100%を超えることもあります。
- 図表中の「n」とは、当該設問の対象となる人数を表します。そのため、特定の選択肢を選んだ方だけを対象とする設問については、アンケートの回収数と「n」の数値は異なる場合があります。
- 各設問において回答者全体の集計と国籍別の集計をしています。

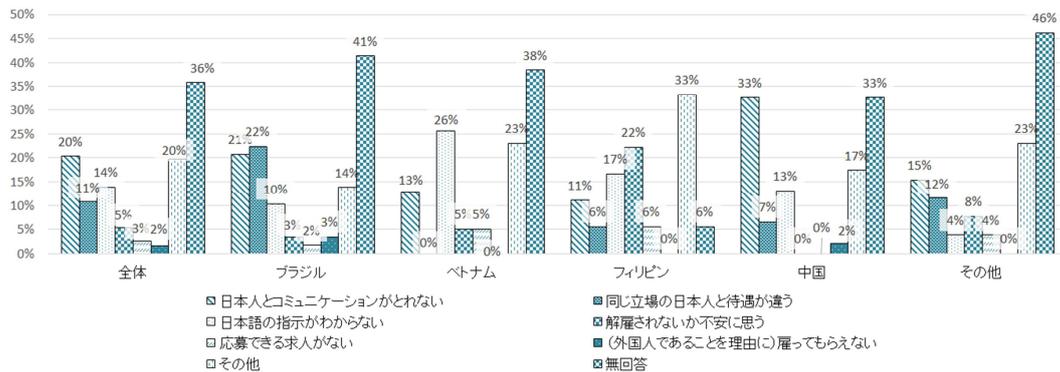
(1) 子育てに関する困りごとはありますか？（複数回答）

項目	n=57 全体		n=27 ブラジル		n=4 ベトナム		n=3 フィリピン		n=14 中国		n=9 その他	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
妊娠・出産に関する情報が入らない	9	16%	3	11%	0	0%	0	0%	5	36%	1	11%
子育ての相談相手がない	7	12%	1	4%	1	25%	1	33%	3	21%	1	11%
こども園に入れない	3	5%	1	4%	1	25%	0	0%	0	0%	1	11%
こども園、学校などからの書類や連絡がわからない	15	26%	8	30%	1	25%	2	67%	2	14%	2	22%
他の保護者とコミュニケーションがとれない	13	23%	8	30%	0	0%	1	33%	3	21%	1	11%
その他	10	18%	7	26%	1	25%	0	0%	1	7%	1	11%
無回答	17	30%	10	37%	0	0%	0	0%	2	14%	5	56%
合計	74		38		4		4		16		12	



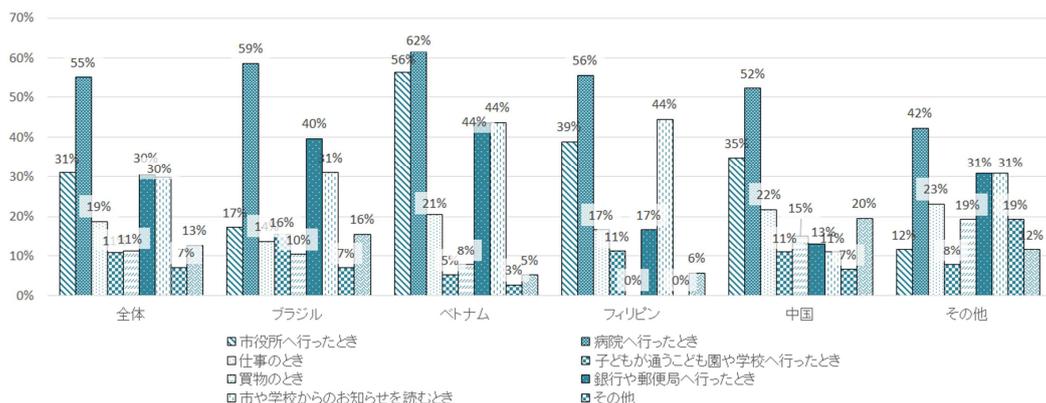
(2) 仕事に関する困りごとはありますか？

項目	n = 187		n = 58		n = 39		n = 18		n = 46		n = 26	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
日本人とコミュニケーションがとれない	38	20%	12	21%	5	13%	2	11%	15	33%	4	15%
同じ立場の日本人と待遇が違う	20	11%	13	22%	0	0%	1	6%	3	7%	3	12%
日本語の指示がわからない	26	14%	6	10%	10	26%	3	17%	6	13%	1	4%
解雇されないか不安に思う	10	5%	2	3%	2	5%	4	22%	0	0%	2	8%
応募できる求人がない	5	3%	1	2%	2	5%	1	6%	0	0%	1	4%
(外国人であることを理由に)雇ってもらえない	3	2%	2	3%	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%
その他	37	20%	8	14%	9	23%	6	33%	8	17%	6	23%
無回答	67	36%	24	41%	15	38%	1	6%	15	33%	12	46%
合計	206		68		43		18		48		29	



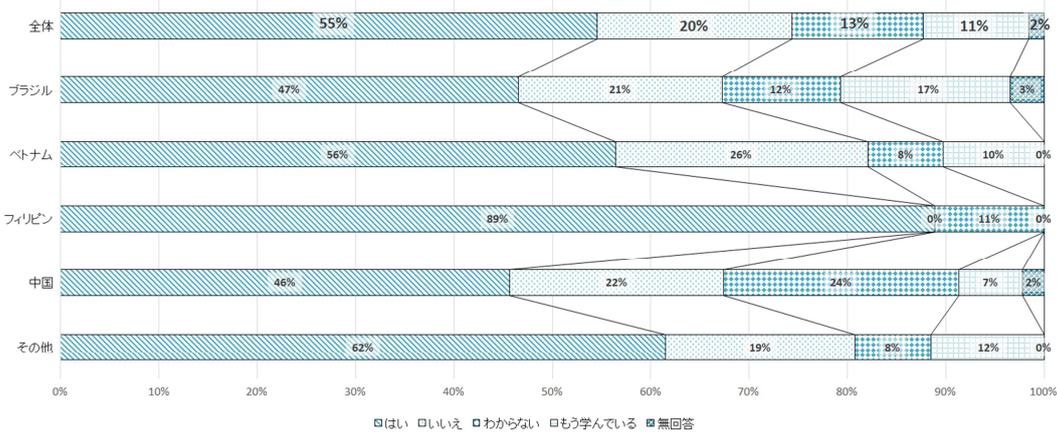
(3) どんなときに言葉が通じなくて (分からなくて) 困りますか？

項目	n = 187		n = 58		n = 39		n = 18		n = 46		n = 26	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
市役所へ行ったとき	58	31%	10	17%	22	56%	7	39%	16	35%	3	12%
病院へ行ったとき	103	55%	34	59%	24	62%	10	56%	24	52%	11	42%
仕事するとき	35	19%	8	14%	8	21%	3	17%	10	22%	6	23%
子どもが通うこども園や学校へ行ったとき	20	11%	9	16%	2	5%	2	11%	5	11%	2	8%
買物のとき	21	11%	6	10%	3	8%	0	0%	7	15%	5	19%
銀行や郵便局へ行ったとき	57	30%	23	40%	17	44%	3	17%	6	13%	8	31%
市や学校からのお知らせを読むとき	56	30%	18	31%	17	44%	8	44%	5	11%	8	31%
その他	13	7%	4	7%	1	3%	0	0%	3	7%	5	19%
無回答	24	13%	9	16%	2	5%	1	6%	9	20%	3	12%
合計	387		121		96		34		85		51	



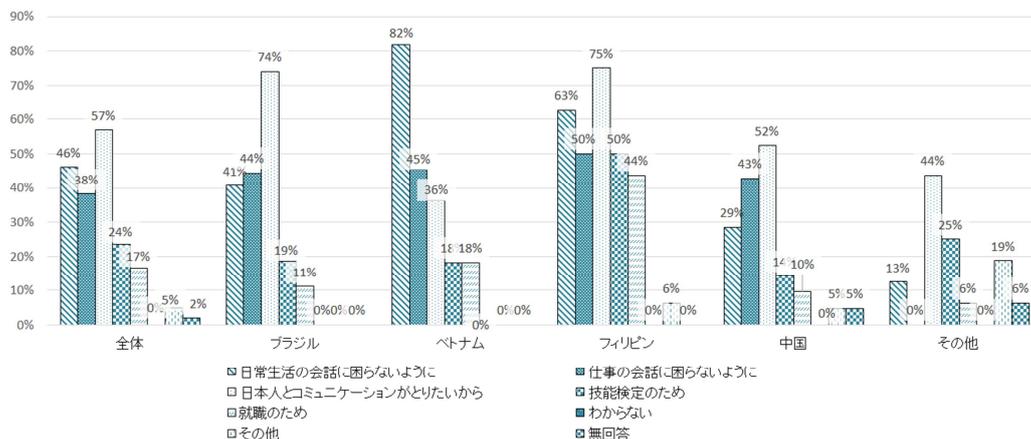
(4) これから日本語を学びたいと思いますか？

項目	n=187		n=58		n=39		n=18		n=46		n=26	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
はい	102	55%	27	47%	22	56%	16	89%	21	46%	16	62%
いいえ	37	20%	12	21%	10	26%	0	0%	10	22%	5	19%
わからない	25	13%	7	12%	3	8%	2	11%	11	24%	2	8%
もう学んでいる	20	11%	10	17%	4	10%	0	0%	3	7%	3	12%
無回答	3	2%	2	3%	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%
合計	187		58		39		18		46		26	



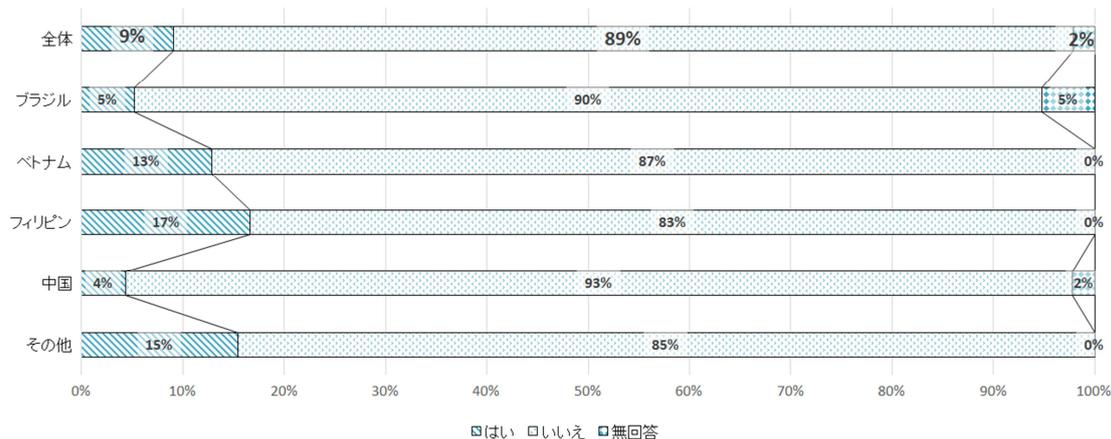
(5) 何のために学びたいと思いますか？（複数回答）

項目	n=102		n=27		n=22		n=16		n=21		n=16	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
日常生活の会話に困らないように	47	46%	11	41%	18	82%	10	63%	6	29%	2	13%
仕事の会話に困らないように	39	38%	12	44%	10	45%	8	50%	9	43%	0	0%
日本人とコミュニケーションがとりたいたから	58	57%	20	74%	8	36%	12	75%	11	52%	7	44%
技能検定のため	24	24%	5	19%	4	18%	8	50%	3	14%	4	25%
就職のため	17	17%	3	11%	4	18%	7	44%	2	10%	1	6%
わからない	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
その他	5	5%	0	0%	0	0%	1	6%	1	5%	3	19%
無回答	2	2%	0	0%	0	0%	0	0%	1	5%	1	6%
合計	192		51		44		46		33		18	



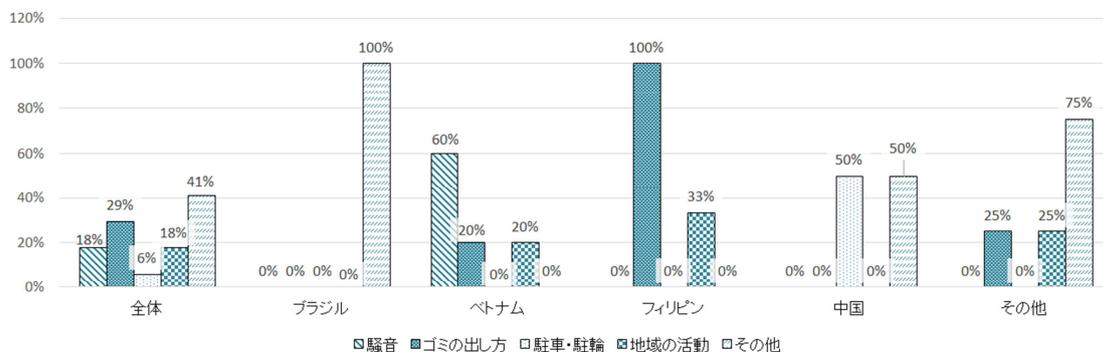
(6) 地域の人とトラブルになったことや困ったことはありますか？

項目	n=187 全体		n=58 ブラジル		n=39 ベトナム		n=18 フィリピン		n=46 中国		n=26 その他	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
はい	17	9%	3	5%	5	13%	3	17%	2	4%	4	15%
いいえ	166	89%	52	90%	34	87%	15	83%	43	93%	22	85%
無回答	4	2%	3	5%	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%
合計	187		58		39		18		46		26	



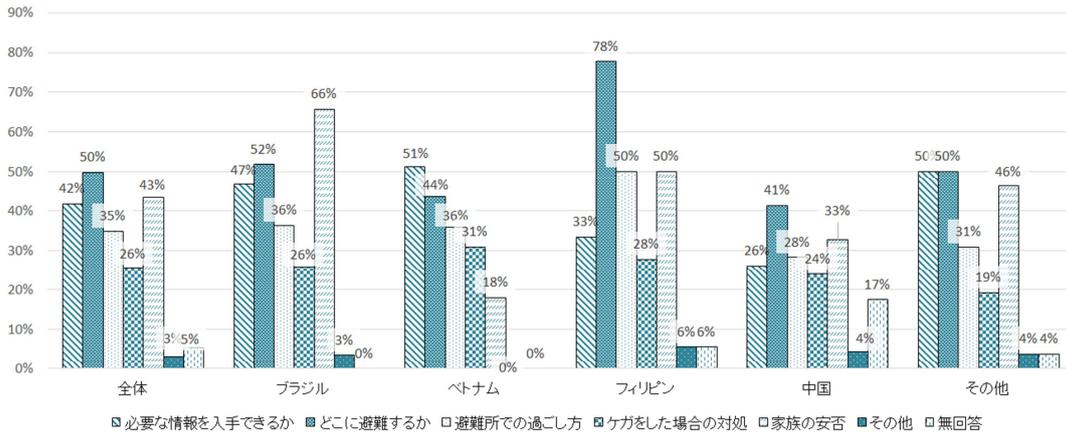
(7) それはどのようなことでしたか？（複数回答）

項目	n=17 全体		n=3 ブラジル		n=5 ベトナム		n=3 フィリピン		n=2 中国		n=4 その他	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
騒音	3	18%	0	0%	3	60%	0	0%	0	0%	0	0%
ゴミの出し方	5	29%	0	0%	1	20%	3	100%	0	0%	1	25%
駐車・駐輪	1	6%	0	0%	0	0%	0	0%	1	50%	0	0%
地域の活動	3	18%	0	0%	1	20%	1	33%	0	0%	1	25%
その他	7	41%	3	100%	0	0%	0	0%	1	50%	3	75%
合計	19		3		5		4		2		5	



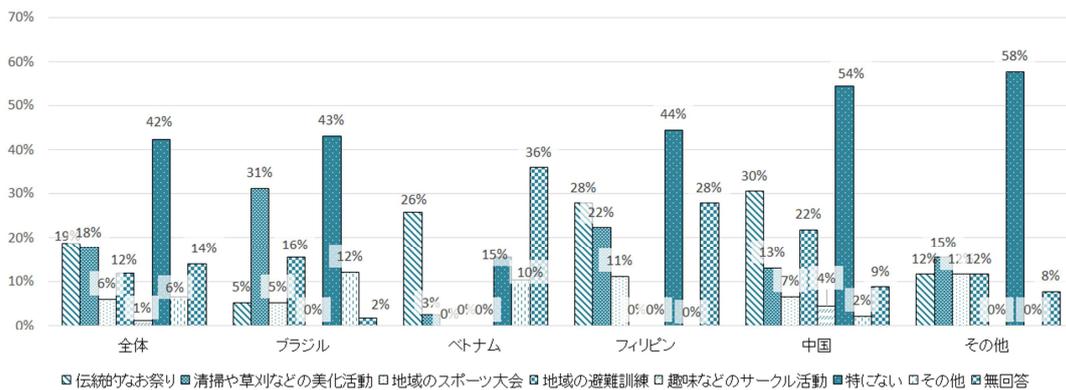
(8) 災害のときにどんな不安がありますか？（複数回答）

項目	n= 187		n= 58		n= 39		n= 18		n= 46		n= 26	
	全体		ブラジル		ベトナム		フィリピン		中国		その他	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
必要な情報を入手できるか	78	42%	27	47%	20	51%	6	33%	12	26%	13	50%
どこに避難するか	93	50%	30	52%	17	44%	14	78%	19	41%	13	50%
避難所での過ごし方	65	35%	21	36%	14	36%	9	50%	13	28%	8	31%
ケガをした場合の対処	48	26%	15	26%	12	31%	5	28%	11	24%	5	19%
家族の安否	81	43%	38	66%	7	18%	9	50%	15	33%	12	46%
その他	6	3%	2	3%	0	0%	1	6%	2	4%	1	4%
無回答	10	5%	0	0%	0	0%	1	6%	8	17%	1	4%
合計	381		133		70		45		80		53	



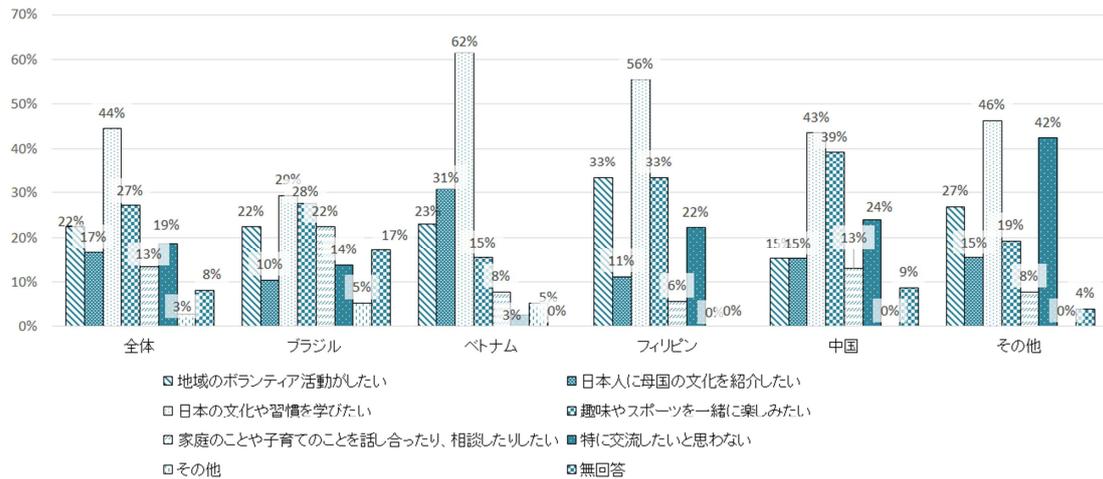
(9) 地域活動に参加したことがありますか？（複数回答）

項目	n= 187		n= 58		n= 39		n= 18		n= 46		n= 26	
	全体		ブラジル		ベトナム		フィリピン		中国		その他	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
伝統的なお祭り	35	19%	3	5%	10	26%	5	28%	14	30%	3	12%
清掃や草刈などの美化活動	33	18%	18	31%	1	3%	4	22%	6	13%	4	15%
地域のスポーツ大会	11	6%	3	5%	0	0%	2	11%	3	7%	3	12%
地域の避難訓練	22	12%	9	16%	0	0%	0	0%	10	22%	3	12%
趣味などのサークル活動	2	1%	0	0%	0	0%	0	0%	2	4%	0	0%
特にない	79	42%	25	43%	6	15%	8	44%	25	54%	15	58%
その他	12	6%	7	12%	4	10%	0	0%	1	2%	0	0%
無回答	26	14%	1	2%	14	36%	5	28%	4	9%	2	8%
合計	220		66		35		24		65		30	



(10) 今後、地域の日本人とどのような交流をしたいですか？（複数回答）

項目	n= 187		n= 58		n= 39		n= 18		n= 46		n= 26	
	全体	全体	ブラジル	ブラジル	ベトナム	ベトナム	フィリピン	フィリピン	中国	中国	その他	その他
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
地域のボランティア活動がしたい	42	22%	13	22%	9	23%	6	33%	7	15%	7	27%
日本人に母国の文化を紹介したい	31	17%	6	10%	12	31%	2	11%	7	15%	4	15%
日本の文化や習慣を学びたい	83	44%	17	29%	24	62%	10	56%	20	43%	12	46%
趣味やスポーツを一緒に楽しみたい	51	27%	16	28%	6	15%	6	33%	18	39%	5	19%
家庭のことや子育てのことを話し合ったり、相談したりしたい	25	13%	13	22%	3	8%	1	6%	6	13%	2	8%
特に交流したいと思わない	35	19%	8	14%	1	3%	4	22%	11	24%	11	42%
その他	5	3%	3	5%	2	5%	0	0%	0	0%	0	0%
無回答	15	8%	10	17%	0	0%	0	0%	4	9%	1	4%
合計	287		86		57		29		73		42	



2 多文化共生に係る日本人市民意識調査結果（抜粋）

調査概要

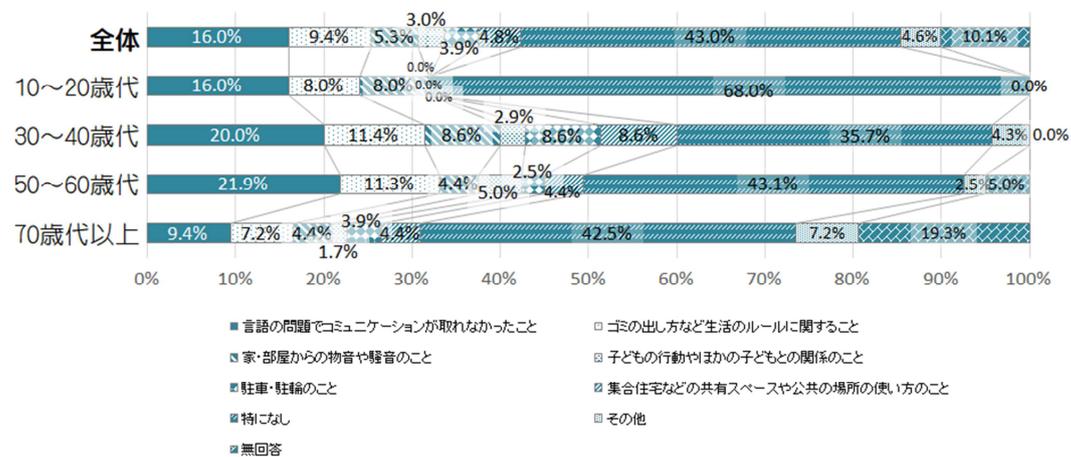
新城市の多文化共生施策を進めていく上での参考とするため、2023（令和5）年度に、市内在住の高校生以上の日本人1,000人及び行政区長136人を対象にアンケートを行いました。回答者数は、住民が353人、行政区長が118人、回収率は、住民が35.3%、行政区長が86.8%でした。

※ 調査結果の表記について

- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問は、回答が2つ以上となることがあるため、各選択肢の構成比の合計は100%を超えることもあります。
- 図表中の「n」とは、当該設問の対象となる人数を表します。そのため、特定の選択肢を選んだ方だけを対象とする設問については、アンケートの回収数と「n」の数値は異なる場合があります。
- 住民については、各設問に置いて回答者全体の集計と年代別の集計をしています。

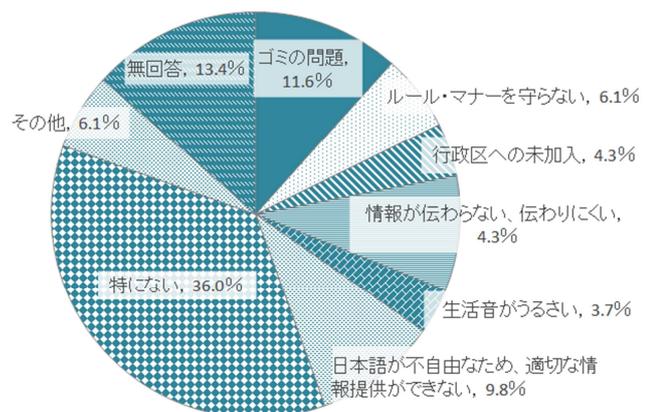
(1) 地域の外国人市民との関係で困った経験はありますか？（住民：複数回答）

項目	n= 353		n= 21		n= 49		n= 131		n= 152	
	全体	10～20歳代	30～40歳代	50～60歳代	70歳代以上					
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
言語の問題でコミュニケーションが取れなかったこと	70	16.0%	4	16.0%	14	20.0%	35	21.9%	17	9.4%
ゴミの出し方など生活のルールに関すること	41	9.4%	2	8.0%	8	11.4%	18	11.3%	13	7.2%
家・部屋からの物音や騒音のこと	23	5.3%	2	8.0%	6	8.6%	7	4.4%	8	4.4%
子どもの行動やほかの子どもとの関係のこと	13	3.0%	0	0.0%	2	2.9%	8	5.0%	3	1.7%
駐車・駐輪のこと	17	3.9%	0	0.0%	6	8.6%	4	2.5%	7	3.9%
集合住宅などの共有スペースや公共の場所の使い方のこと	21	4.8%	0	0.0%	6	8.6%	7	4.4%	8	4.4%
特になし	188	43.0%	17	68.0%	25	35.7%	69	43.1%	77	42.5%
その他	20	4.6%	0	0.0%	3	4.3%	4	2.5%	13	7.2%
無回答	44	10.1%	0	0.0%	0	0.0%	8	5.0%	35	19.3%
合計	437		25		70		160		181	



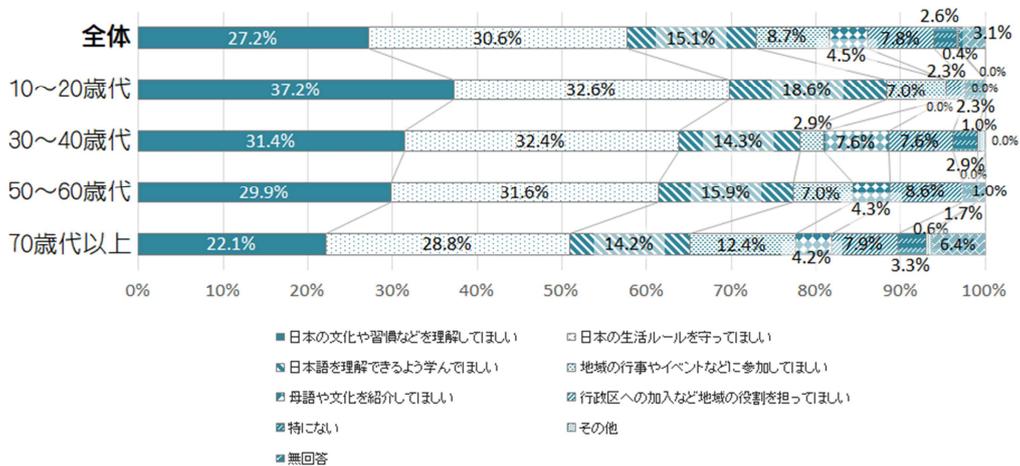
(2) 外国人市民の対応について、困っていること（または過去に困った経験）はありますか？（行政区長：複数回答）

項目	行政区数	%
ゴミの問題	19	11.6%
ルール・マナーを守らない	10	6.1%
行政区への未加入	7	4.3%
情報が伝わらない、伝わりにくい	15	9.1%
生活音がうるさい	6	3.7%
日本語が不自由なため、適切な情報提供ができない	16	9.8%
特になし	59	36.0%
その他	10	6.1%
無回答	22	13.4%
合計	164	



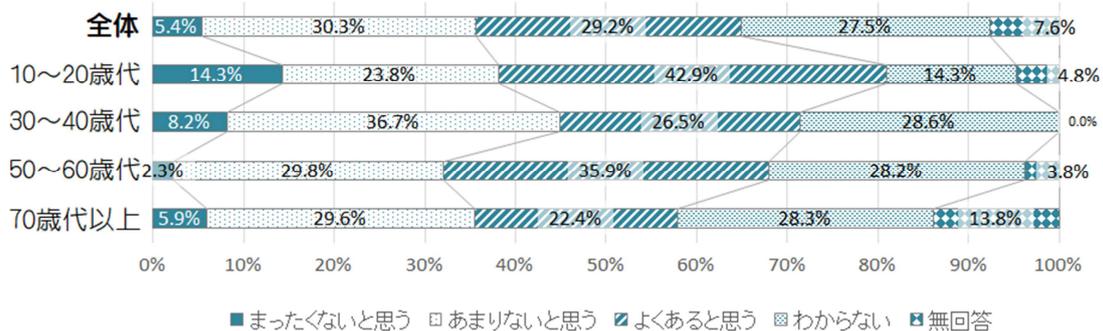
(3) 地域で外国人市民と共に暮らすために外国人市民に望むことは何ですか？
(住民)

項目	n= 353		n= 21		n= 49		n= 131		n= 152	
	全体		10～20歳代		30～40歳代		50～60歳代		70歳代以上	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
日本の文化や習慣などを理解してほしい	212	27.2%	16	37.2%	33	31.4%	90	29.9%	73	22.1%
日本の生活ルールを守ってほしい	238	30.6%	14	32.6%	34	32.4%	95	31.6%	95	28.8%
日本語を理解できるよう学んでほしい	118	15.1%	8	18.6%	15	14.3%	48	15.9%	47	14.2%
地域の行事やイベントなどに参加してほしい	68	8.7%	3	7.0%	3	2.9%	21	7.0%	41	12.4%
母語や文化を紹介してほしい	35	4.5%	0	0.0%	8	7.6%	13	4.3%	14	4.2%
行政区への加入など地域の役割を担ってほしい	61	7.8%	1	2.3%	8	7.6%	26	8.6%	26	7.9%
特にない	20	2.6%	1	2.3%	3	2.9%	5	1.7%	11	3.3%
その他	3	0.4%	0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%	2	0.6%
無回答	24	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	1.0%	21	6.4%
合計	779		43		105		301		330	



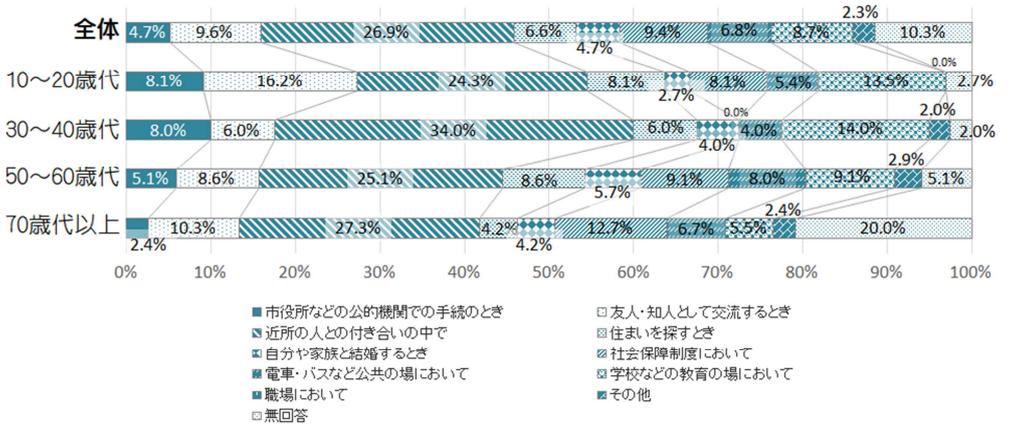
(4) 日本人から外国人市民に対する偏見や差別が感じますか？ (住民)

項目	n= 353		n= 21		n= 49		n= 131		n= 152	
	全体		10～20歳代		30～40歳代		50～60歳代		70歳代以上	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
まったくないと思う	19	5.4%	3	14.3%	4	8.2%	3	2.3%	9	5.9%
あまりないと思う	107	30.3%	5	23.8%	18	36.7%	39	29.8%	45	29.6%
よくあると思う	103	29.2%	9	42.9%	13	26.5%	47	35.9%	34	22.4%
わからない	97	27.5%	3	14.3%	14	28.6%	37	28.2%	43	28.3%
無回答	27	7.6%	1	4.8%	0	0.0%	5	3.8%	21	13.8%
合計	353		21		49		131		152	



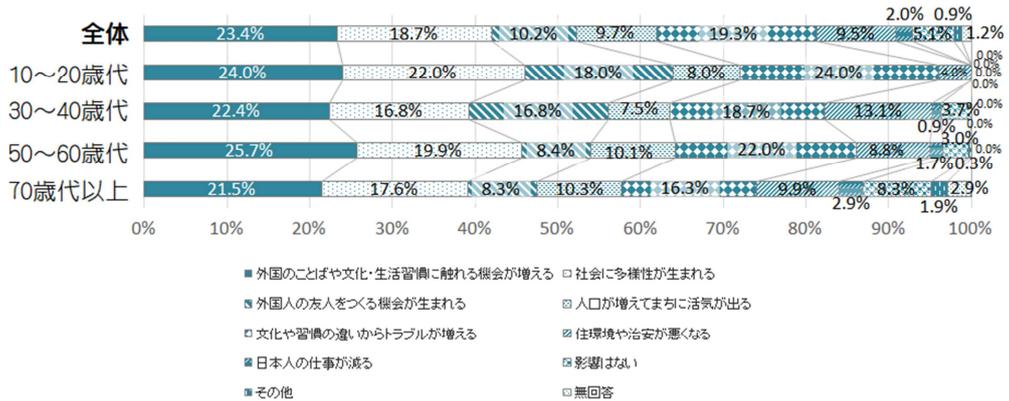
(5) どのような場面で偏見や差別を感じますか？（住民）

項目	n=280		n=15		n=31		n=91		n=100	
	全体	10~20歳代	30~40歳代	50~60歳代	70歳代以上					
市役所などの公的機関での手続きのとき	20 4.7%	3 8.1%	4 8.0%	9 5.1%	4 2.4%					
友人・知人として交流するとき	41 9.6%	6 16.2%	3 6.0%	15 8.6%	17 10.3%					
近所の人との付き合いの中で	115 26.9%	9 24.3%	17 34.0%	44 25.1%	45 27.3%					
住まいを探るとき	28 6.6%	3 8.1%	3 6.0%	15 8.6%	7 4.2%					
自分や家族と結婚するとき	20 4.7%	1 2.7%	2 4.0%	10 5.7%	7 4.2%					
社会保障制度において	40 9.4%	3 8.1%	0 0.0%	16 9.1%	21 12.7%					
電車・バスなど公共の場において	29 6.8%	2 5.4%	2 4.0%	14 8.0%	11 6.7%					
学校などの教育の場において	37 8.7%	5 13.5%	7 14.0%	16 9.1%	9 5.5%					
職場において	43	4	10	22	7					
その他	10 2.3%	0 0.0%	1 2.0%	5 2.9%	4 2.4%					
無回答	44 10.3%	1 2.7%	1 2.0%	9 5.1%	33 20.0%					
合計	427	37	50	175	165					



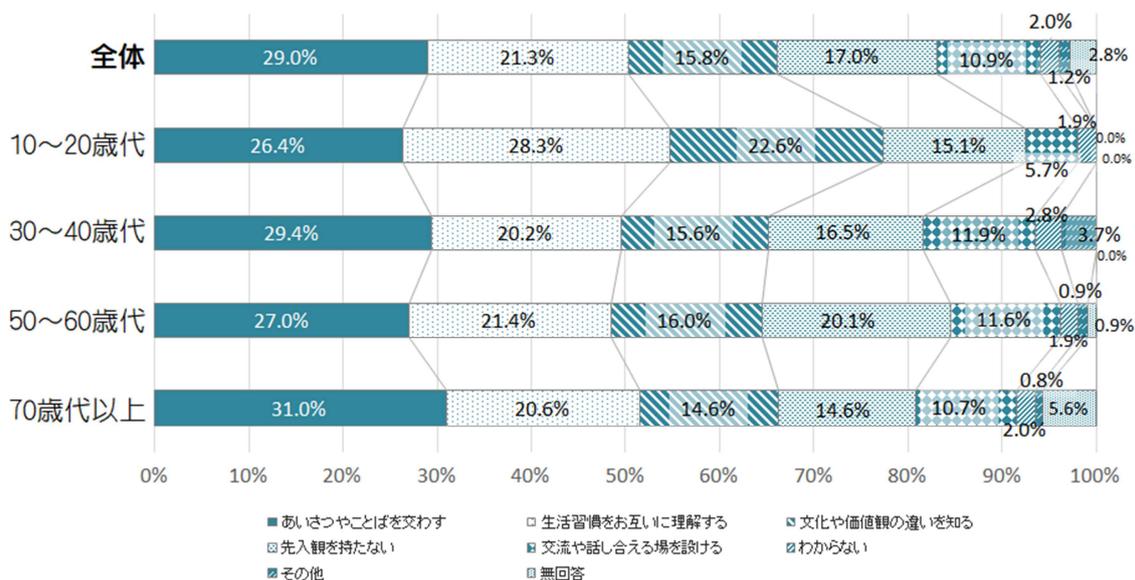
(6) 地域や職場に外国人市民が増えることで、地域社会にどのような影響があると思いますか？（住民）

項目	n=353		n=21		n=49		n=131		n=152	
	全体	10~20歳代	30~40歳代	50~60歳代	70歳代以上					
外国のことばや文化・生活習慣に触れる機会が増える	179 23.4%	12 24.0%	24 22.4%	76 25.7%	67 21.5%					
社会に多様性が生まれる	143 18.7%	11 22.0%	18 16.8%	59 19.9%	55 17.6%					
外国人の友人をつくる機会が生まれる	78 10.2%	9 18.0%	18 16.8%	25 8.4%	26 8.3%					
人口が増えてまちに活気が出る	74 9.7%	4 8.0%	8 7.5%	30 10.1%	32 10.3%					
文化や習慣の違いからトラブルが増える	148 19.3%	12 24.0%	20 18.7%	65 22.0%	51 16.3%					
住環境や治安が悪くなる	73 9.5%	2 4.0%	14 13.1%	26 8.8%	31 9.9%					
日本人の仕事が減る	15 2.0%	0 0.0%	1 0.9%	5 1.7%	9 2.9%					
影響はない	39 5.1%	0 0.0%	4 3.7%	9 3.0%	26 8.3%					
その他	7 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	6 1.9%					
無回答	9 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 2.9%					
合計	765	50	107	296	312					



(7) 同じ地域で外国人市民と生活していく上で大切なことは何だと思えますか？（住民）

項目	n= 353		n= 21		n= 49		n= 131		n= 152	
	全体		10～20歳代		30～40歳代		50～60歳代		70歳代以上	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
あいさつやことばを交わす	242	29.0%	14	26.4%	32	29.4%	86	27.0%	110	31.0%
生活習慣をお互いに理解する	178	21.3%	15	28.3%	22	20.2%	68	21.4%	73	20.6%
文化や価値観の違いを知る	132	15.8%	12	22.6%	17	15.6%	51	16.0%	52	14.6%
先入観を持たない	142	17.0%	8	15.1%	18	16.5%	64	20.1%	52	14.6%
交流や話し合える場を設ける	91	10.9%	3	5.7%	13	11.9%	37	11.6%	38	10.7%
わからない	17	2.0%	1	1.9%	3	2.8%	6	1.9%	7	2.0%
その他	10	1.2%	0	0.0%	4	3.7%	3	0.9%	3	0.8%
無回答	23	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.9%	20	5.6%
合計	835		53		109		318		355	



3 新城市多文化共生推進プラン（仮称）策定検討会議

(1) 設置要綱

新城市多文化共生推進プラン（仮称）策定検討会議設置要綱

（目的）

第1条 新城市多文化共生推進プラン（仮称）の策定をするため、新城市多文化共生推進プラン（仮称）策定検討会議（以下「策定検討会議」という。）を設置し、様々な立場の市民から意見を求める。

（構成）

第2条 策定検討会議は、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 多文化共生マネージャー
- (3) 国際交流協会担当者
- (4) 地域に精通する者
- (5) 学校関係者
- (6) 企業関係者
- (7) 警察関係者
- (8) 外国人相談窓口担当者
- (9) 公募による外国にルーツがある者
- (10) その他、市長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

（委員長）

第4条 策定検討会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（事務局）

第6条 策定検討会議の事務局は、市民協働部市民自治推進課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定検討会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和6年3月31日をもって廃止する。

(2) 委員名簿

新城市多文化共生推進プラン（仮称）策定検討会議 委員名簿

氏 名	ふりがな	区 分
○ 本 多 尚 子	ほんだ しょうこ	学識経験者
◎ 長 尾 晴 香	ながお はるか	多文化共生マネージャー
小 川 順 子	おがわ じゅんこ	国際交流協会担当者
宮 下 利 夫	みやした としお	地域に精通する者
戸 田 由 美 子	とだ ゆみこ	学校関係者
河 合 恵 元	かわい しげもと	企業関係者
白 井 雅 人	しらい まさと	警察関係者
マスコ アドリアナ	ますこ あどりあな	外国人相談窓口担当者
仲 西 ハ ル ミ	なかにし はるみ	公募（外国にルーツがある者）

◎：委員長 ○：委員長代理

4 新城市多文化共生推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 多文化共生の課題は多岐にわたり、関係部署との横断的な連携をより緊密に行うため、新城市多文化共生推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「新城市多文化共生推進プラン(仮称)」の施策の推進に関すること。
- (2) その他、多文化共生の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる課室等から選出された者(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 連絡会議には議長を置き、多文化共生を所管する課の長をもってこれに充てる。

(運営)

第4条 連絡会議は、議長が統括し、必要に応じ招集するものとする。

2 議長は、必要に応じ、関係職員の参加を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 議長は、必要があると認めたときは、連絡会議に有識者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 連絡会議に関する庶務は、多文化共生を所管する課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則(令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、「新城市多文化共生推進プラン」の最終年度である令和10年度をもって廃止する。

「新城市多文化共生推進連絡会議」委員選出課室等

部名	課室等名
総務部	税務課
	債権管理室
	防災対策課
企画部	秘書人事課
市民協働部	市民自治推進課
	市民課
	環境政策課
	生活環境課
	公共交通対策課
健康福祉部	福祉課
	高齢者支援課
	保険医療課
	こども未来課
	児童養育支援室
	健康課
産業振興部	産業政策課
	農業課
建設部	都市計画課
教育部	学校教育課

5 策定過程

年 月 日	内 容
2022（令和4）年度	
2022年5月27日	新城市外国人市民アンケート調査 ▶高校生以上の外国人市民 882 人を対象としたアンケート調査 回答者数 187 人（回収率 21.20%） ▶市内中学校に通う外国籍生徒 24 人を対象としたアンケート調査 回答者数 21 人（回収率 87.50%） 調査期間 2022 年 5 月 27 日～6 月 24 日
12月12日	新城市外国人市民アンケート調査に基づくヒアリング調査 ▶外国人市民の来庁者、市内企業に勤務する外国人市民などを対象としたヒアリング調査 回答者数 9 人 調査期間 2022 年 12 月 12 日～2023 年 2 月 6 日
2023（令和5）年度	
2023年4月26日	日本人市民アンケート調査（住民） ▶高校生以上の日本人市民 1,000 人を対象としたアンケート調査 回答者数 353 人（回収率 35.30%） 調査期間 2023 年 4 月 26 日～5 月 12 日
5月16日	日本人市民アンケート調査（行政区長） ▶行政区長 136 人を対象としたアンケート調査 回答者数 118 人（回収率 86.76%） 調査期間 2023 年 5 月 16 日～6 月 2 日
5月23日	新城市多文化共生推進連絡会議 ▶庁内関係部署からなる会議。新城市多文化共生推進プラン策定に向け、外国人市民に関する現状や課題を共有
5月23日	新城市多文化共生推進連絡会議への取組照会 ▶多文化共生に関する取組（予定）状況について照会
6月14日	外国人集住地域等の行政区長ヒアリング調査 ▶外国人集住地域の行政区長 7 人を対象としたヒアリング調査 回答者数 7 人 調査期間 2023 年 6 月 14 日～6 月 29 日
7月25日	新城市多文化共生推進プラン策定検討会議（第1回） ▶多文化共生に関わる有識者・関係者・外国人市民などとプランの目標や施策の基本方向などについて検討
8月29日	新城市多文化共生推進連絡会議への意見照会 ▶庁内関係部署の多文化共生に関する取組（予定）状況、第1回新城市多文化共生推進プラン策定検討会議の意見などを踏まえたプラン案について庁内関係部署へ意見照会
10月3日	新城市多文化共生推進プラン策定検討会議（第2回） ▶多文化共生に関わる有識者・関係者・外国人市民などとプランの目標や施策の基本方向などについて検討
2024年1月4日 ～2月2日	パブリックコメント ▶検討会議の意見を踏まえた最終案についてパブリックコメントを実施
月 日	新城市多文化共生推進プラン策定検討会議（第3回） ▶パブリックコメントを踏まえた最終案について報告

6 用語解説

No.	用語	頁	説明
注 1	在留外国人	2	主に 90 日を超えて日本に滞在する外国人のこと。
注 2	リーマンショック	2	2008 年 9 月 15 日に米大手投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻したのをきっかけに、世界中に連鎖的に広がった金融・経済危機のこと。
注 3	新型コロナウイルス感染症	2	2019 年 12 月に確認された感染症で、世界全体で感染が拡大し、多くの人々の命を奪うとともに、都市封鎖や出入国制限等の感染拡大防止の取り組みにより、人々の日常生活や経済活動に厳しい制限をもたらし、世界の経済、社会に深刻な影響を与える等、多くの人々に感染症のリスクを強く認識させた。 2023（令和 5）年 5 月 8 日には新型インフルエンザ等感染症（いわゆる 2 類相当）から 5 類感染症に引き下げられた。
注 4	多様性と包摂性	3	多様性とは、国籍や民族などの異なる人々が持つ多種多様なバックグラウンドのこと。また、それぞれの違いを認め合い、尊重し合うこと。多様性と包摂性とは、人材の多様性を認め、受け入れて活かすこと。
注 5	SDGs	3	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）（SDGs：イディー・ゴールズ）とは、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。
注 6	コロナ	4	新型コロナウイルス感染症に同じ。
注 7	日系人	5	永住を目的として海外に渡った日本人移住者及びその子孫のこと。
注 8	生活オリエンテーション	5	外国人市民が日本・地域での生活にスムーズに適應できるように、日本・地域のルールや社会制度などについて、多言語による情報提供を行うこと。
注 9	地域自治区	11	市内を 10 に分けした区域のこと。山間地から都市部までの地域ごとに異なる困りごとへの対応や将来への取り組みができるよう、市民と市が一緒になって考え、活動するしくみの一環として設置されている。
注 10	行政区	11	市内を 136（2023（令和 5）年 4 月 1 日現在）に分けした区域のこと。住民の意見を反映させつつ、円滑な市政運営を図るため、各行政区に区長をそれぞれ 1 人置いている。
注 11	やさしい日本語	14	普段使われている日本語を外国人にも分かるように配慮した日本語のこと。
注 12	キーパーソン	15	外国人市民と市や地域の橋渡し役となる方のこと。

書いてみよう！

多文化共生のために私ができること



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



- ・いつも顔を合わせる外国人にあいさつを試してみる
 - ・やさしい日本語で会話を試してみる など
- かんたんなことからでもはじめられます！

編集・発行

2024年3月
新城市市民協働部市民自治推進課
〒441-1392 新城市字東入船 115 番地
TEL: 0536-23-7697 FAX: 0536-23-2002
E-mail: shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp

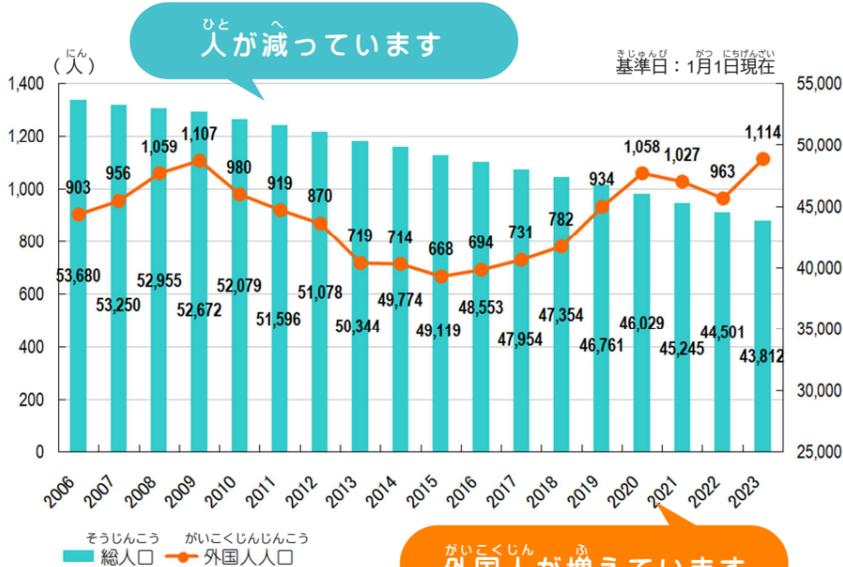


多文化共生ってなに？

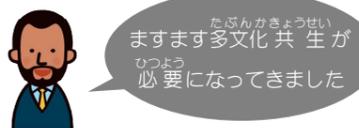
私たちのまちには、国・地域・民族・人種・宗教・言葉・歴史観など、文化がちがう人たちがたくさん住んでいます。

多文化共生は、すべての人が、お互いのちがいにとらわれることなく、一緒に暮らす地域の一人として認め合い、力を合わせながら地域を発展させていこうという考え方です。

なぜ多文化共生が必要なの？



新城市の人口は、2006年から2023年までの17年間で、9,868人減っています。一方で、外国人の人口は2015年から増えている傾向にあります。今後も、日本人・外国人ともに、この傾向が続くことが予想されます。



- 人が減っていく中で、地域の力（会社、土地の活用、地域コミュニティなど）を保つために
- 外国人が増えていく中で、外国人も日本人も安心して生活できるために

多文化共生のために私ができること



Blank box for writing suggestions.

編集・発行

2024年3月
新城市市民協働部市民自治推進課
〒441-1392 新城市字東入船115番地
TEL: 0536-23-7697 FAX: 0536-23-2002
E-mail: shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp



新城市 がいようばん 概要版

多文化共生推進プラン

2024 - 2028

～ 地域の一人として認め合う その多様性がしんしろを創る ～

地域に住んでいる人は、日本人も外国人も関係なく、みんなちがう事情や背景をもっています。いろいろな人が暮らしている地域の中で、国せき・民族に関係なく、日本人も外国人も「地域の一人」として認め合うことが多文化共生の第一歩です。そして、そこから生まれる多様性が、これからの新城市を創ります。

プランの内容

新城市の日本人人口が減り続けている一方で、外国人人口は増えている傾向にあります。そうした中で、地域の活力を維持するためには、外国人市民も日本人市民と同じく生活者・地域住民として認識し、外国人市民への支援を総合的に行うと同時に、地域社会とつながるしくみをつくるのが大切です。

このプランでは、多文化共生社会づくりに関する新城市の基本的な考え方と、新城市が進める取り組みの計画を示しています。

ぶらん ぜんたいず
プランの全体図

がいこくじんしみん らいふさいくる おう しえん
外国人市民のライフサイクルに応じた支援

きほんりねん
基本理念

しさをく ほんばしら
施策の3本柱

じつ し さく
実施施策

にゅうようじき
乳幼児期

こども期

せいねんき
青年期

せいじんき
成人期

ろうねんき
老年期

おおむ さい
概ね 5歳まで

おおむ さい
概ね 6～14歳

おおむ さい
概ね 15～20代前半

おおむ さい
概ね 20代後半～64歳

おおむ さい
概ね 65歳以上

ちいき いちいん
地域の1員として認め合う
その多様性がしんしろを創る

01

つたあ
～伝え合う～

こみゆにけーしょんしえん
コミュニケーション支援

にほんごきょういく
日本語教育

- 子どもの日本語教育
- おとなの日本語教育
- 日本語の勉強や日本語を教える人の養成についての情報提供

たげんご さぼーと
多言語でのサポート

- ホームページの自動翻訳
- 広報紙の多言語ページ
- SNSによる多言語での発信

やさしい日本語の普及

- 市民（職員含む）に対するやさしい日本語の普及



- 日本語初期指導教室「きぼう」

- 初期日本語教室
- 日本語教室
- 日本語の勉強や日本語を教える人の養成についての情報提供

- 市ホームページの自動翻訳
- 広報紙の多言語ページ
- 多言語Facebook
- やさしい日本語Facebook

02

たすあ
～助け合う～

せいかつしえん
生活支援

せいかつかんきょう せいび
生活環境の整備

- 外国人相談窓口
- 外国人向けの情報や生活ルールなどの多言語での発信
- 防災関係の周知
- 保険制度、税、医療などについての多言語での案内
- ポルトガル語心理相談

こそだ さぼーと
子育てのサポート

- 子育て関連資料の多言語化
- 母子健康手帳アプリ
- 多文化おやこふれあいひろば

きょういくかんきょう せいび
教育環境の整備

- 外国人児童生徒やその保護者の支援
- 中学卒業後の進路などの情報提供

- 外国人相談窓口
- 外国人市民転入時配布チラシ
- 外国人向け情報発信ページ
- 福祉相談窓口の充実



- 生活オリエンテーション動画
- ごみ分別意識の啓発
- 公共交通利用案内の充実



- 避難所対応の充実
- 防災啓発
- 納税日程表の多言語化
- 保険・年金制度の周知
- 障害者福祉への対応の充実
- 生活保護制度への対応の充実
- 市民病院での多言語対応
- ポルトガル語証明書等交付申請書
- 狂犬病についての手続等の多言語化
- 外国人市民への満足度調査

- ポルトガル語心理相談
- 防災アプリ
- 関係機関と就労に向けた情報共有と連携強化
- 介護保険外国語パンフレットの配布
- 予防接種等の多言語化対応

- 母子健康手帳アプリ
- 健診、予防接種等の多言語化対応

- こども園の資料等の多言語化
- 多文化おやこふれあいひろば
- 児童クラブの資料等の多言語化



- 外国人児童生徒等に対する日本語教育支援
- 教育相談



03

わあ
～分かり合う～

いしきけいはつ
意識啓発と
社会参画支援

いしきけいはつ りかいそくしん
意識啓発・理解促進

- 多文化共生などの意識啓発
- 異文化理解の促進

こうりゅう しゃかいさんかくしえん
交流・社会参画支援

- 日本人と外国人の交流
- 行政区加入促進
- キーパーソンの把握

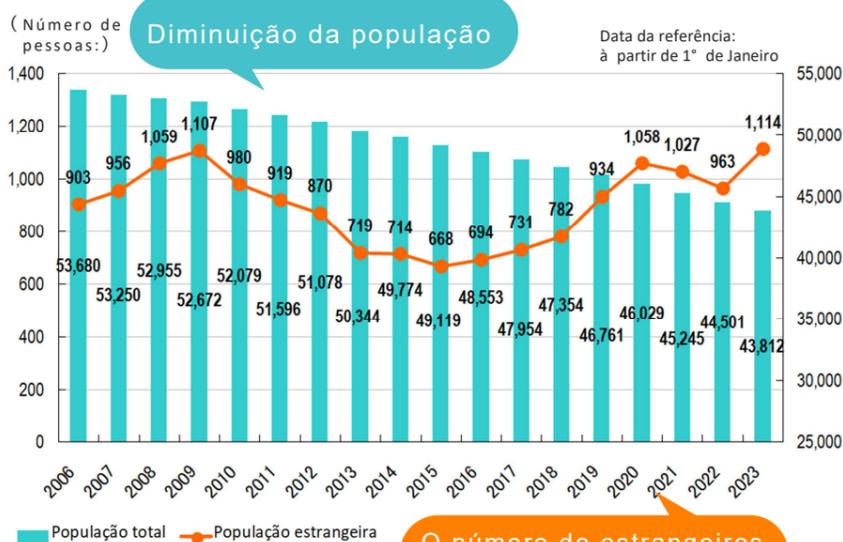
- 交流事業
- 行政区加入促進
- 多文化共生のキーパーソンの把握
- 外国人市民の交流拠点創造

O que é Convivência multicultural?

A cidade de Shinshiro abriga muitas pessoas de diferentes culturas, diversos países, regiões, etnias, raças, religiões, línguas e pontos de vista históricos.

A convivência multicultural é a ideia que todas as pessoas, independentemente das suas diferenças, devem conviver pacificamente, respeitarem-se mutuamente e assim tornarem-se membros de uma comunidade e trabalharem em conjunto.

Por que a convivência multicultural é necessária?



Entre os anos de 2006 a 2023 (totalizando 17 anos) a cidade de Shinshiro, teve uma redução na população japonesa de 9.868. Porém, por outro lado a população estrangeira tem crescido desde 2015.

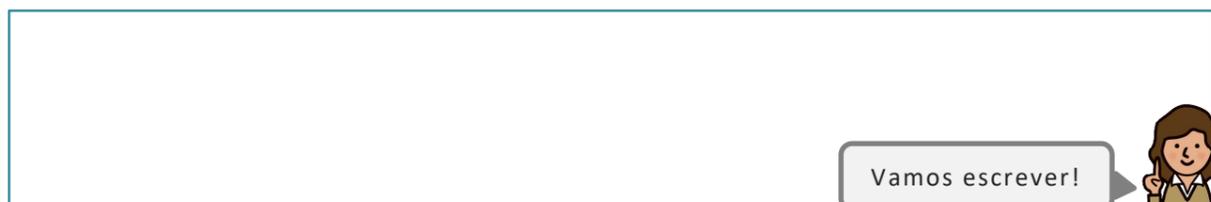
Esperamos que esta estatística continue a aumentar, tanto na população japonesa como na estrangeira.



A convivência multicultural, tornou-se cada vez mais necessária

- ✓ O que fazer para manter o poder da comunidade, (Empresas, agricultura, comunidade local, etc.), visto que a população tem diminuído
- ✓ A medida que o número de estrangeiros aumenta, é importante que japoneses e estrangeiros possam viver tranquilamente.

O que posso fazer para melhorar a convivência multicultural



Março de 2024

Prefeitura de Shinshiro / Departamento de colaboração ao Cidadão / Setor de Desenvolvimento e Promoção da Cidade
〒441-1392 Shinshiro-shi Aza Higashi Irifune 115
TEL: 0536-23-7697 FAX: 0536-23-2002
E-mail: shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp



Cidade de Shinshiro



Resumo

Plano para promover a Convivência Multicultural

2024 - 2028

~ A comunidade que compreende a diversidade entre indivíduos e os reconhece como membros, cria um ambiente pacífico ~

Todas as pessoas que vivem em alguma região, sejam japoneses ou estrangeiros, têm suas dificuldades e origens diferentes. Porém, o primeiro passo para a convivência multicultural, é que todos; tanto japoneses como estrangeiros, devam fazer parte da “ Comunidade ”. Essa diversidade irá resultar no futuro da cidade de Shinshiro.

Conteúdo do Plano

Visto que a população japonesa da cidade de Shinshiro continua a diminuir, e a população estrangeira está aumentando, é necessário manter as características da região, e para isso é importante que os residentes estrangeiros estejam inseridos na mesma cultura que os japoneses. É fundamental fornecer apoio abrangente aos cidadãos estrangeiros e ao mesmo tempo compreendê-los como consumidores e residentes locais e assim criar meios para conectá-los a comunidade local.

Este plano mostra a filosofia básica da cidade de Shinshiro em relação a criação de meios de convivência multicultural.

Plano Geral

Apoio em resposta ao ciclo de vida dos cidadãos estrangeiros

Princípio básico

Os 3 Pilares das medidas

Medidas de implementação

Primeira infância

Aproximadamente até os 5 anos

Infância

Aproximadamente dos 6 aos 14 anos

Adolescência

Aproximadamente dos 15 aos 20 anos

Vida adulta

Aproximadamente entre os 20 e 64 anos

Velhice

Aproximadamente acima dos 65 anos

A comunidade que compreende a diversidade entre indivíduos e os reconhece como membros, cria um ambiente pacífico

01

~Vamos nos comunicar~

Suporte de comunicação

Ensino da língua Japonesa

- Ensino da língua japonesa para crianças
- Ensino da língua Japonesa para adultos
- Fornecer informações sobre as aulas de japonês e treinar pessoas para apoiar no ensino

Suporte multilíngue

- Tradução automática da Home page
- Página multilíngue com Informações públicas
- Transmissão via SNS em vários idiomas

Japonês de forma fácil

- Acesso as informação de fácil compreensão do japonês (incluindo os funcionários municipais)



- Aula inicial da língua japonesa com instrutor " KIBOU"

- Aula inicial de japonês
- Sala de aula japonesa
- Fornecer informações sobre as aulas de japonês e treinar pessoas para apoiar no ensino

- Tradução automática da página da Prefeitura
- Página multilíngue com Informações públicas
- Facebook multilíngue
- Japonês fácil no Facebook

02

~Vamos nos ajudar~

Apoio aos meios de sobrevivência

Melhorias no estilo de vida

- Balcão de informações para estrangeiros
- Informações sobre as regras e vida diária para os estrangeiros em vários idiomas
- Aprendizado relacionado aos desastres naturais
- Informações multilíngue sobre o Sistema de seguros, impostos, assistência médica, etc.
- Consulta psicológica em Português

- Balcão de informações para estrangeiros
- Folheto informativo, quando dar entrada na cidade
- Home page com informações para estrangeiros
- Melhorias no atendimento do setor da Assistência Social
- Vídeo de orientação acerca da vida
- Concientização sobre a importância de separar o lixo
- Aprimoramento sobre a utilização do transporte público

- Aprimoramento em relação ao Centro de Evacuação
- Aprendizado sobre a prevenção de desastres
- Calendário multilíngue com as datas de pagamento dos encargos sociais
- Concientização sobre o sistema de seguro de saúde e aposentadoria
- Melhorar o atendimento às pessoas com deficiência
- Apoio e acesso ao seguro social
- Suporte multilíngue no Hospital Municipal
- Formulários para solicitar documentos na língua portuguesa
- Suporte multilíngue acerca da vacina contra a Raiva
- Pesquisa de cunho satisfatório para os estrangeiros



- Consulta psicológica em Português
- Aplicativo sobre desastres
- Organizações relacionadas e informações de apoio a busca de empregos

- Folheto multilíngue acerca do Seguro para cuidados de longa duração
- Suporte multilíngue para vacinação, etc.

Suporte a criação de filhos

- Informativos em diversos idiomas, relacionado a Educação Infantil
- Aplicativo para auxiliar a saúde das mães e Bebês
- Incentivo as amizades infantil multiculturais

- Aplicativo para auxiliar a saúde das mães e Bebês
- Suporte multilíngue para exames médicos, vacinas, etc

- Informações do jardim de infância em diversos idiomas
- Incentivo as amizades infantil multiculturais

- Suporte multilíngue de materiais utilizado pelo Clube Infantil



- Apoio as crianças estudantes com reforço na aula de japonês
- Consulta Escolar

Melhorando o ambiente Escolar

- Apoio aos estudantes estrangeiros e seus responsáveis
- Informações sobre a vida escolar e continuidade nos estudos, após a conclusão do ensino médio, etc.

Promoção da conscientização e compreensão

- Aumentar a consciência sobre a convivência multicultural
- Promover a compreensão intercultural

Apoio nas atividades culturais e participação na sociedade

- Intercâmbio entre japoneses e estrangeiros
- Promover a participação nas questões dos bairros
- Abordar as pessoas-chaves

- Intercâmbio visando negócios
- Promover a participação nas questões dos bairros

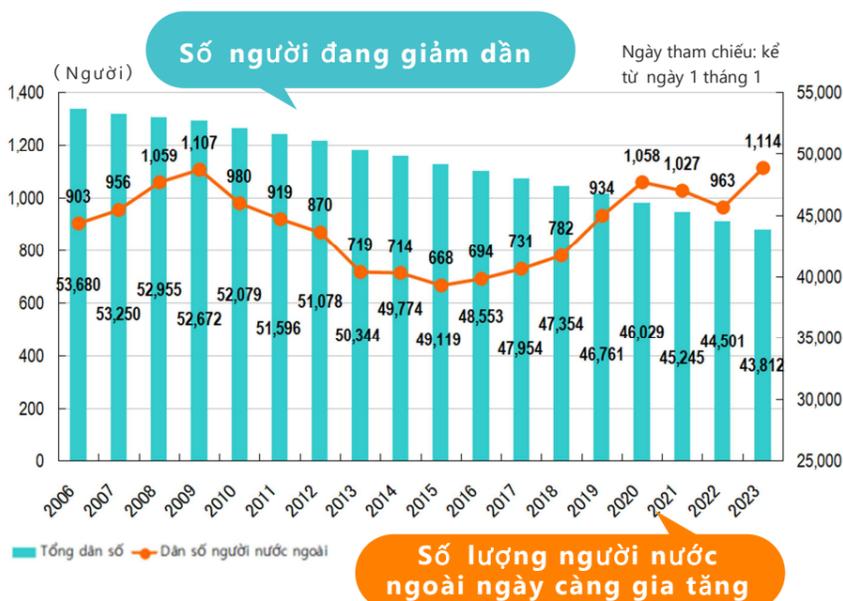
- Compreender a pessoa-chave na convivência multicultural
- Criação de uma base de intercâmbio para cidadãos estrangeiros

Chung sống đa văn hóa là gì ?

Ở khu vực của chúng ta, có rất nhiều người mang lý lịch, ngôn ngữ, tôn giáo khác nhau đến từ những quốc gia, khu vực, dân tộc khác nhau.

Đa văn hóa là một tư duy sống mà nơi đó mọi người được thừa nhận như một phần của cộng đồng, cùng chung sống mà không bị giới hạn bởi sự khác biệt, và họ cùng nhau hợp sức để phát triển cộng đồng.

Tại sao việc chung sống đa văn hóa là cần thiết ?



Tính từ năm 2006 đến 2023, dân số thành phố đã giảm 9.868 người.

Trong khi đó, số dân là người nước ngoài có xu hướng ngày càng tăng kể từ năm 2015.

Và dự kiến rằng trong tương lai, xu hướng này sẽ còn tiếp tục tiếp diễn với cả người Nhật và người nước ngoài.



Việc chung sống đa văn hóa càng ngày càng trở nên cần thiết

- Trong tình hình suy giảm dân số, cần có sự duy trì sức mạnh của khu vực (công ty, sử dụng đất, cộng đồng địa phương)
- Trong khi số lượng người nước ngoài ngày càng tăng, để cho người nước ngoài và cả người Nhật đều có thể an tâm sinh sống

Tôi có thể làm gì để có thể chung sống đa văn hóa

Hãy viết thư đi!



Chính lý
Xuất bản

Tháng 3 Năm 2024
Tòa thị chính thành phố Shinshiro / Phòng hợp tác cộng đồng / Phòng thúc đẩy tự quản thành phố
〒441-1392 Shishiroshi aza higashi irifune 115 banchi
TEL: 0536-23-7697 FAX: 0536-23-2002
E-mail: shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp



Thành phố
Shinshiro



Bản tóm tắt

Kế hoạch thúc đẩy đời
sống đa văn hóa

2024 - 2028

Nhận diện lẫn nhau là một phần của cộng đồng, chính sự đa dạng này tạo. Nên sự thịnh vượng cho Shinshiro

Những người sống trong cùng một cộng đồng bất kể là người Nhật hay người nước ngoài đều có những hoàn cảnh và lý lịch riêng. Tại khu vực có nhiều người khác nhau sinh sống, không phân biệt quốc tịch, sắc tộc, cả người Nhật và người nước ngoài đều thừa nhận nhau là một phần của cộng đồng.

Đó chính là bước đầu tiên quan trọng trong việc thúc đẩy sự đa dạng trong văn hóa, điều này tạo nên một thành phố Shinshiro mới trong tương lai.

Nội dung kế hoạch

Trong khi dân số người Nhật ở Shinshiro đang tiếp tục giảm thì số dân là người nước ngoài lại ngày càng gia tăng. Trong bối cảnh như thế, để duy trì sự sống cho khu vực, công dân người nước ngoài cần được công nhận như công dân địa phương giống như người Nhật, như một phần của cộng đồng. Đồng thời việc cung cấp những hỗ trợ toàn diện cho họ và xây dựng các kết nối trong cộng đồng là rất quan trọng.

Kế hoạch này thể hiện triết lý cơ bản của thành phố Shinshiro về việc tạo ra một xã hội đa văn hóa và kế hoạch trong các hoạt động mà thành phố đang triển khai.

Kế hoạch tổng quát

Các nguyên tắc cơ bản

3 ý lớn của biện pháp

Các biện pháp thực hiện

Nhận diện lẫn nhau là một phần của cộng đồng, chính sự đa dạng này tạo nên sự thịnh vượng cho Shinshiro

01

~Giao tiếp~
Hỗ trợ giao tiếp

Giáo dục tiếng Nhật

- Giáo dục tiếng Nhật cho trẻ
- Giáo dục tiếng Nhật cho người lớn
- Cung cấp các thông tin về việc học tiếng Nhật, đồng thời đào tạo các giáo viên dạy tiếng Nhật

Hỗ trợ đa ngôn ngữ

- Trang chủ dịch tự động
- Đa ngôn ngữ trang quan hệ công chúng
- Truyền tải qua SNS bằng nhiều ngôn ngữ

Phổ cập tiếng Nhật đơn giản

- Phổ cập tiếng Nhật đơn giản tới người dân (bao gồm cả các nhân viên của tòa thị chính)

02

~Giúp đỡ lẫn nhau~
Hỗ trợ sinh kế

Cải thiện môi trường số

- Quầy tư vấn cho người nước ngoài
- Cung cấp những thông tin và quy định về đời sống hàng ngày cho người nước ngoài nhiều ngôn ngữ khác nhau
- Thông tin liên quan đến phòng chống thiên tai
- Hướng dẫn các thông tin về hệ thống bảo hiểm, thuế, chăm sóc y tế bằng đa ngôn ngữ
- Tư vấn tâm lý bằng tiếng Bồ Đào Nha

Hỗ trợ trong việc chăm sóc và giáo dục trẻ

- Đa ngôn ngữ các tài liệu nuôi dạy trẻ
- Ứng dụng "Số tay mẹ và bé"
- Nơi gặp gỡ cho các gia đình đa văn hóa

Cải thiện môi trường giáo dục

- Hỗ trợ cho trẻ là người nước ngoài và người bảo hộ của trẻ
- Cung cấp thông tin về các hướng đi có thể lựa chọn sau khi tốt nghiệp trung học

03

~Hiểu nhau~
Nâng cao nhận thức và hỗ trợ hòa nhập cộng đồng

Nâng cao nhận thức. Trao đổi hiểu biết

- Nâng cao nhận thức về sự chung sống đa văn hóa
- Trao đổi hiểu biết đa văn hóa

Hỗ trợ giao lưu, hòa nhập xã hội

- Giao lưu giữa người Nhật và người nước ngoài
- Khuyến khích tham gia các hoạt động của khu phố
- Hiểu và hợp tác với những thành viên chủ chốt

Hỗ trợ các công dân nước ngoài trong các sinh hoạt đời thường

Thời kỳ còn bú sữa mẹ

Khoảng đến 5 tuổi



Thời kỳ thơ ấu

Khoảng từ 6 đến 14 tuổi

- Lớp vỡ lòng tiếng Nhật (Kibou)

Tuổi thiếu niên

Khoảng từ 15 đến nửa đầu 20 tuổi

- Kỳ học tiếng Nhật đầu tiên
- Lớp học tiếng Nhật
- Cung cấp các thông tin về việc học tiếng Nhật, đồng thời đào tạo các giáo viên dạy tiếng Nhật

Tuổi trưởng thành

Khoảng cuối tuổi 20 đến 64 tuổi

Tuổi già

Khoảng trên 65 tuổi

- Dịch tự động trang thông tin của thành phố
- Đa ngôn ngữ trang quan hệ công chúng
- Facebook dùng đa ngôn ngữ
- Facebook Tiếng Nhật đơn giản

- Quầy tư vấn cho người nước ngoài
- Những thông tin tờ rơi phát cho công dân nước ngoài khi họ chuyển đến
- Trang phổ biến thông tin cho người ở nước ngoài
- Tăng cường quầy tư vấn phúc lợi
- Video định hướng cuộc sống
- Nâng cao nhận thức về việc phân loại rác thải
- Tăng cường hướng dẫn sử dụng giao thông công cộng
- Tăng cường hỗ trợ các trung tâm sơ tán
- Phòng chống thiên tai
- Hóa đơn nộp thuế hiển thị đa ngôn ngữ
- Nhận thức về hệ thống bảo hiểm và lương hưu
- Tăng cường hỗ trợ phúc lợi cho người khuyết tật
- Tăng cường hỗ trợ cho hệ thống phúc lợi
- Hỗ trợ đa ngôn ngữ tại bệnh viện thành phố
- Các mẫu đơn bằng tiếng Bồ Đào Nha
- Đa ngôn ngữ các thủ tục liên quan đến bệnh đại
- Khảo sát độ hài lòng của các công dân nước ngoài



- Tư vấn tâm lý bằng tiếng Bồ Đào Nha
- Ứng dụng cho phòng chống thiên tai
- Chia sẻ thông tin, tăng cường hợp tác với các tổ chức liên quan để giải quyết các vấn đề liên quan đến việc làm
- Phân phối các thông tin về bảo hiểm, chăm sóc điều dưỡng bằng tiếng nước ngoài
- Hỗ trợ đa ngôn ngữ cho việc tiêm chủng

- Ứng dụng "Số tay mẹ và bé"
- Hỗ trợ đa ngôn ngữ cho việc khám bệnh, tiêm chủng

- Đa ngôn ngữ các tài liệu mẫu giáo
- Nơi gặp gỡ cho các gia đình đa văn hóa

- Đa ngôn ngữ hóa các tài liệu cho các câu lạc bộ dành cho trẻ em



- Hỗ trợ dạy tiếng Nhật cho trẻ là người nước ngoài
- Tư vấn giáo dục



- Trao đổi về việc kinh doanh
- Khuyến khích tham gia các hoạt động của khu phố
- Tìm hiểu những thành viên chủ chốt trong cộng đồng đa văn hóa
- Tạo điều kiện địa điểm, nơi giao lưu cho người nước ngoài



Shinshiro City



Mga Konklusyon

Pagplano sa pagpromote ng Multikulturalismo

2024 - 2028

~ Ang pagkakaiba ng bawat isa bilang miyembro ng isang komunidad ay pagkakilala sa Gawa ng Shinshiro City ~

Ang mga taong naninirahan sa isang komunidad ay magkakaiba ang kalagayan at pinagmulan ng bawat isa hindi lamang ang mga Hapon pati na rin ang mga Dayuhan. Ang pagkakilala ng bawat miyembro sa isang komunidad ay ang pagkilala ng iba't-ibang kultura hindi lamang para sa mga Hapon pati na rin para sa mga Dayuhan kung saan maraming taong nakatira. Ang pagkakaiba-iba ng mga bagong nilikha ay dito nagsimula ang mga Gawa ng Shinshiro City.

Detalyadong Plano

Ang populasyon ng Hapon sa Shinshiro City ay patuloy na bumababa at ang populasyon ng mga Dayuhan ay posibilidad na tataas. Dahil dito, Ang mga mamayang Hapones pati na rin ang mga dayuhang nakatira sa isang komunidad ay dapat parehong mag-ingat bilang konsyumer at lokal na residente upang mapanatili ang kasiglahan nito. Ang paggawa ng isang sistema sa isang komunidad ay mahalaga habang kinaugaliang magbigay ng komprehensibong suporta sa mga dayuhang mamayan.

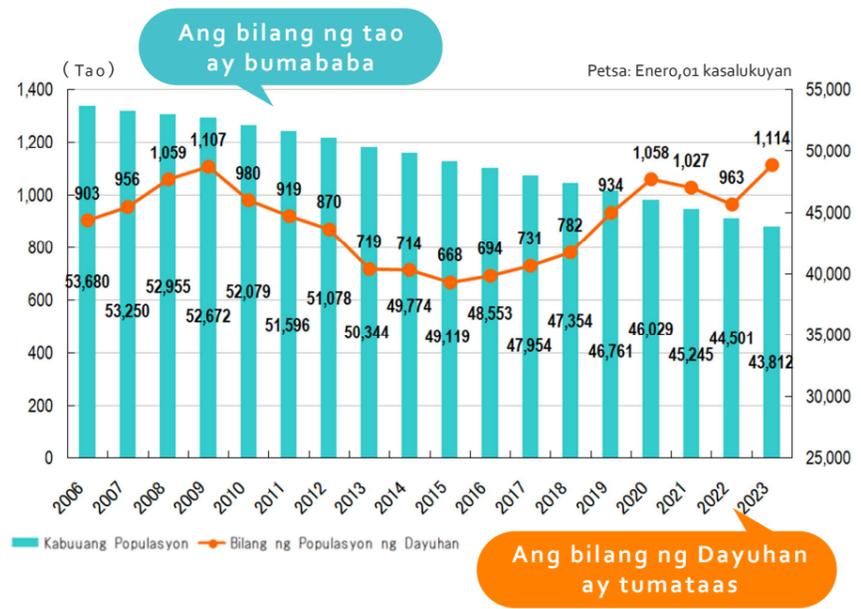
Ang planong ito ay ang pangunahing ideya ng Shinshiro City tungkol sa pagkilala ng iba't-ibang kultura ng lipunan at patuloy pa rin ang plano na isagawa ito.

Ano ang multikulturalismo?

Ang Bayan natin ay lugar na kung saan may maraming taong nakatira mula sa iba't-ibang kultura kabilang dito mula sa iba't-ibang bansa, Rehiyon, Kasuotan at lahi, relihiyon, salita at batay sa makasaysayang pananaw.

Ang multikulturalismo ay tumutukoy sa ideya ng lahat ng tao anuman ang kanilang pagkakaiba at pagkilala sa bawat isa bilang miyembro na nakatira sa isang komunidad. Ang pagsasanib puwersa ng bawat -isa ay gawain upang mapaunlad ang isang rehiyon.

Bakit ba kailangan ang multikulturalismo?



Ang populasyon ng Shinshiro City ay bumaba ng 9,868 katao sa loob ng 17 taon mula 2015 hangang 2023.

Kung ikukumpara noong 2015, ang bilang ng tao ay bumaba habang ang dayuhang populasyon ay tumataas. Gayunpaman, patuloy pa rin ang pagtaas at pagbaba ng ganitong trending ng parehong hapon sa mga Dayuhan.

Lalong nagiging kinakailangan ang iba't-ibang kultura

- Para mapanatili ang lakas ng komunidad (kompanya, Paggamit ng Lupa at lokal na komunidad at iba pa) habang bumababa ang bilang ng tao
- Para mamuhay na may seguridad ang mga lokal na hapon at pati na rin ang mga dayuhan habang tumataas ang bilang ng tao

Ang aking magagawa para sa Multikulturalismo

Isulat natin!

Marso 2024
Shinshiro City Hall / Kagawaran ng Pakikipagtulungan ng mamayan / Resident Autonomy Promotion Division
〒441-1392 115 Higashi-irifune, Shinshiro City
TEL: 0536-23-7697 FAX: 0536-23-2002
E-mail: shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp



Edit at issuance

Plan Layout

Basic idea

Actual Plan 3 Main

Work Plan

Pagsuporta sa mga Dayuhang mamayan naayon sa kanilang pang-araw-araw na pangangailangan

Ang pagkakaiba ng bawat isa bilang miyembro ng isang komunidad ay pagkakilala sa Gawa ng Shinshiro City.

01

~Komunikasyon~

Suporta sa Komunikasyon

Edukasyon ng Wikang Hapon

- Edukasyon ng wikang Hapon para sa mga kabataan
- Edukasyon ng Wikang Hapon para sa mga Matanda
- Pagbibigay ng impormasyon tungkol sa Pag-aaral ng wikang hapon o pagsasanay ng mga guro sa wikang hapon

Suporta sa iba't-ibang Wika

- Awtomatikong Pagsasalin sa Homepage
- Multilingual na pahina ng Pahayagan
- Outgoing Multiple language tru SNS

Paggamit ng Madaling wikang hapon

- Madaling paggamit ng wikang hapon sa mga mamayan(kabilang na ang mga empleyado)

Panahon ng kamusmusan

Halos 5 taong gulang



Panahon ng kabataan

Halos sa pagitan 6 taong gulang at 14 taong gulang

- Guidance classroom ng Unang baitang sa Wikang Hapon [Kibou]

Panahon ng Pagkakakilanlan sa Sarili

Halos sa pagitan ng 15 taong gulang at 20 taong gulang

- Silid- aralan ng Wikang hapon sa unang baitang
- Silid-aralan ng wikang Hapon
- Pagbibigay ng impormasyon tungkol sa Pag-aaral ng wikang hapon o pagsasanay ng mga guro sa wikang hapon

Panahon ng Pagdadalaga o Pagbibinata

Halos sa pagitan ng huling taong dekada 20 taong gulang at 64 taong gulang

Panahon ng pagtanda

Halos edad 65 taong gulang pataas

02

~Magtutulongan~

Suporta sa Kabuhayan

Pagpapanatili ng kapaligiran ng Pamumuhay

- Konsultasyon para sa mga dayuhan
- Pagpapalabas ng iba't-ibang wika tulad ng mga impormasyon para sa mga Dayuhan at Patakaran ng Pamumuhay
- Kaalaman sa Pag-iwas ng Kalamidad
- Patnubay sa iba't-ibang Wika tungkol sa Sistema ng Insurance, buwis at Pangangalaga sa kalusugan
- Sikolohikal na konsultasyon sa wikang Portuges

- Konsultasyon para sa mga dayuhan
- Abiso ng Paglipat ng mga Dayuhang Residente
- Pagpapalaganap ng impormasyon sa homepage para sa mga Dayuhan
- Konsultasyon para sa kapakanan ng serbisyong pampubliko



- Life Guide Video
- Paghihiwalay ng Nabubulok at Di-Nabubulok na basura
- Guide Information tungkol sa schedule ng pampublikong sasakyan



- Aksyon para sa paglikas sa Evacuation Center
- Kaalaman sa pag-iwas sa kalamidad
- Schedule ng Pagbabayad ng buwis sa Iba't-ibang Wika
- Kaalaman sa Insurance at Sistema sa Pensiyon
- Aksiyon para sa responde ng may Kapansanan
- Aksiyon para sa kapakanan tungo sa Sistema ng Tulong- Publiko

- Tugon sa iba't-ibang wika para sa Ospital ng Shinshiro City
- Pag isyu ng Application form para sa Certification ng Wikang Portuges
- Pag-rerehistro sa iba't-ibang Wika tungkol sa pagbabakuna laban sa rabis ng aso
- Satisfaction Survey para sa mga dayuhang mamayan sa Shinshiro City

Suporta sa Bata

- Mga dokumento ng iba't-ibang wika tungkol sa Pag-aalaga ng bata
- Kalusugan ng Ina at Anak mula sa Web Apli
- Playroom ng iba't-ibang kultura

- Kalusugan ng Ina at Anak mula sa Web Apli
- Tugon sa iba't-ibang wika para sa Health Check-up at Preventive Vaccination

- Multilingual data (materials) para sa Kindergarten
- Playroom ng iba't-ibang kultura

- Multilingual data(materials) para sa ibang iskedyul schooling ng mga bata pagkatapos ng paaralan

Pagpapabuti ng Edukasyon ng kapaligiran

- Mga Dayuhang mag-aaral at Suporta mula sa maka-Magulang
- Pagbibigay ng impormasyon tulad ng Gabay sa pagtatapos ng pag-aaral sa Junior High School



- Japanese Language Support para sa mga batang dayuhang mag-aaral
- Konsultasyon sa Edukasyon

03

~Pag-uunawa~

Kaalaman sa Pang-unawa at Suporta sa partisipasyon ng Lipunan

Pagpapalinaw ng Adhikain at Pag-unawa

- Kaalaman at Pag-unawa sa Multikulturalismo
- Pagpalaganap ng pag-unawa sa mga katutubong kultura

Suporta sa partisipasyon ng Lipunan at Interaksiyon

- Interaksiyon sa pagitan ng Hapon at Dayuhan
- Pagsali sa Administratibong Aktibidad
- Pag-unawa sa mga kinaukulang tao

- Aktibidad sa Negosyo
- Pagsali sa Administratibong Aktibidad



- Pag-unawa sa mga kinaukulang tao tungkol sa iba't-ibang kultura
- Paglikha ng isang aktibidad para sa mga dayuhang mamayan

什么是多文化共生？

我们城市里住着很多不同文化的人，如国家、地区、民族、种族、宗教、语言、历史观等。

多文化共生是所有人不被彼此的差异所束缚，承认为一起生活的地区之人，齐心协力发展地区。

新城市



主要内容

多文化共融 推进计划

2024 - 2028

为什么多文化共融这么重要？



新城市的人口在2006年到2023年的17年间减少了9,868人。另一方面，外国人的人口从2015年开始有增加的趋势。预计今后，日本人和外国人都将持续这种趋势。

~ 作为地区认可的成员

创作多样性的新空间 ~

住在这个地区的人，不管是日本人还是外国人，都有不同的情况和背景。在各种人居住的地区中，不论国籍、民族，日本人和外国人都“作为地区的一员互相认是多文化共生的第一步。还有，由此产生的多样性，将创造今后的新城市。

- 在人减少的过程中，为了维持地区的力量(公司、土地的活用、地区社区等)
- 在外国人增加的过程中，为了让外国人和日本人都能安心生活

为了多元文化共融，我能做的事



计划的内容

新城市的日本人人口持续减少的同时，外国人人口有增加的趋势。在这种情况下，为了维持地区的活力，外国市民也和日本市民一样被认定为生活者、地区居民，在综合地支援外国市民的同时，建立与地区社会相连的机制是很重要的。

这个计划展示了关于建设多文化共生社会的新城市的基本想法和新城市推进的举措计划。

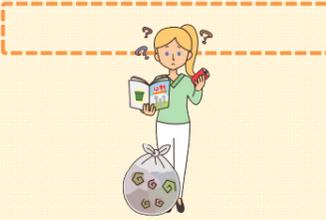
编辑，
发行

2024年3月
新城市政府市民协助部市民自治推进课
〒441-1392 新城市字東入船 115番地
TEL: 0536-23-7697 FAX: 0536-23-2002
E-mail: shiminjichi@city.shinshiro.lg.jp



计划的整体图

对外国市民的生活方式提供支援

基本理念	措施的三大目标	实施方案	婴幼儿期 五岁以下	儿童期 六到十四岁	少年期 十五岁到二十五岁	成人期 二十五岁到六十四岁	老年期 六十五岁以上
作为地区认可的成员 创作多样性的新空间	01 ~互相传达~ 沟通支援	日文教育 <ul style="list-style-type: none"> ●儿童的日文教育 ●成人日文教育 ●向在日语学习和教日语的人提供信息 		<ul style="list-style-type: none"> ●日语初级指导（希望） 	<ul style="list-style-type: none"> ●初级日语教室 ●日语教室 ●向在日语学习和教日语的人提供信息 		
		多种语言的支援 <ul style="list-style-type: none"> ●主页的自动翻译 ●宣传报纸的多语言页面 ●通过 SNS 多语言的发布 		<ul style="list-style-type: none"> ●主页面自动翻译 ●多语言脸书 ●宣传报纸的多语言页面 ●简单日语脸书 			
		普及简单日文 <ul style="list-style-type: none"> ●推动简单日文做沟通 					
	02 ~互相帮助~ 生活支援	生活环境的准备 <ul style="list-style-type: none"> ●外国人专用咨询窗口 ●以外国人为主的信息和生活方式等, 多语言发信 ●防灾关系通知 ●利用多语言表达关于保险制度, 税, 医疗的内容 ●葡萄牙语的心理咨询 	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人专用咨询窗口 ●在外国人搬住时给予情报 ●与外国人为主的信息发布 ●充实福利咨询窗口服务 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活迎新视频 ●垃圾分类的促进 ●充实公共交通的利用指南 	<ul style="list-style-type: none"> ●充实避难应对措施 ●防灾启蒙 	<ul style="list-style-type: none"> ●多语言化纳税日程表 ●宣传保险, 养老金制度 ●充实应对残疾福利 ●充实生活保护制度的对应 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民医院提供多语言对应 ●葡萄牙语文件证明的交付申请书 ●关于狂犬病的手续多语言化 ●外国人市民的满意度调查
		育儿支持 <ul style="list-style-type: none"> ●育儿相关内容多语言化 ●母子健康手册平台 ●多文化亲子交流广场 	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手册平台 ●健康检查、预防接种等多语言化对应 ●儿童园资料等的多语言化 ●多文化亲子交流广场 	<ul style="list-style-type: none"> ●儿童俱乐部的资料等多语言化 			
		教育环境整備 <ul style="list-style-type: none"> ●对外国人儿童学生及其家长的支持 ●提供中学毕业后的前途信息 		<ul style="list-style-type: none"> ●对外国学生等的日语教育支援 ●教育相谈 			
		意识启岁和促进理解 <ul style="list-style-type: none"> ●启发多文化交流共同意识 ●促进跨文化理解 					
	03 ~互相理解~ 意识启蒙和 社区参与支援	交流, 社会参与支援 <ul style="list-style-type: none"> ●日本人和外国人的交流 ●促进加入行政区 ●掌握重要人物 			<ul style="list-style-type: none"> ●交流事业 ●促进加入行政区 	<ul style="list-style-type: none"> ●掌握多文化共生的关键人物 ●建立外国市民的交流平台 	

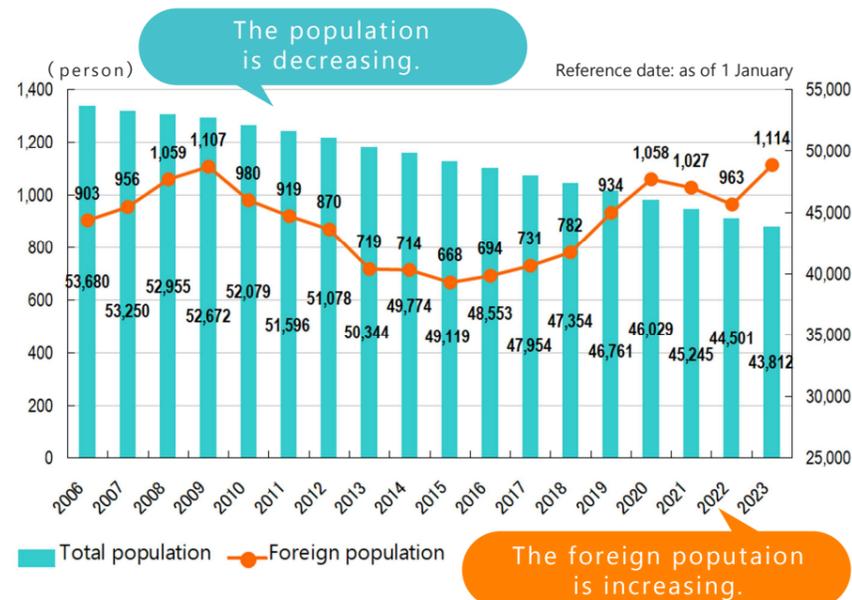


What is intercultural symbiosis?

Many people from various backgrounds live in our city. They are from different countries, regions and ethnic groups with various races, various religions, languages, historical perspectives and cultures.

Intercultural Symbiosis is the idea that all people should recognize each other as members of the community living together, without being bound by their differences, and work together to develop the community.

Why do we need intercultural symbiosis?



The population of Shinshiro has decreased by 9,868 people over the 17 years from 2006 to 2023.

On the other hand, the foreign population has been on an increasing trend since 2015.

This trend is expected to continue in the future for both Japanese and foreign population.



Intercultural symbiosis is becoming more and more necessary.

- To keep local strength (company, land use, local community, etc.) while the population decreases
- For both foreigners and Japanese to live in peace as the number of foreigners increases.

What I can do for intercultural symbiosis

Let's write down!



SHINSHIRO



Summery

Intercultural Simbiosis Promotion Plan

2024 - 2028

~ Accept each other as members of the community.

That diversity will create Shinshiro ~

People living in the community, whether Japanese or non-Japanese, have different circumstances and backgrounds. The first step toward intercultural symbiosis is to accept both Japanese and non-Japanese as members of the community, regardless of nationality or ethnicity, in a community where many different people live. The diversity that emerges from this will create Shinshiro City, our city of tomorrow.

Contents of the plan

While the Japanese population of Shinshiro City continues to decrease, the foreign population tends to increase. In order to maintain the vitality of the local community under such conditions, it is important to recognize foreign citizens as local residents living in this city just like Japanese citizens, to provide comprehensive support to them, and at the same time to create a system to connect them with the local community.

This plan outlines Shinshiro City's basic approach to the creation of an intercultural society, as well as a plan for the initiatives that Shinshiro City will pursue.

Overall diagram of the plan

Support for foreign citizens according to their life cycle

Basic principles	The 3 pillars of the plan	Implementation measures	Infancy Generally up to 5 years old	Childhood Generally 6 - 14 years old	Adolescence Generally 15 years old - early 20s	Adulthood Generally late 20s - 64 years old	Old age Generally 65 years old and over		
Accept each other as members of the community. That diversity will create Shinshiro.	01 ~communicating with each other~ Communication support	Education of Japanese language <ul style="list-style-type: none"> ● Education of Japanese language for children ● Education of Japanese language for adults ● Providing information on studying Japanese and training people to teach Japanese 		<ul style="list-style-type: none"> ● Japanese language class for beginners "Kibo" 	<ul style="list-style-type: none"> ● Early Japanese language classes ● Japanese class ● Providing information on studying Japanese and training people to teach Japanese 				
		Multilingual support <ul style="list-style-type: none"> ● Automatic translation of the official website ● Multilingual pages in PR papers ● Disseminating multilingual information via Social Media 	<ul style="list-style-type: none"> ● Automatic translation of city website ● Multilingual Facebook ● Multilingual pages in PR papers ● Facebook in easy Japanese 						
		Promoting easy Japanese <ul style="list-style-type: none"> ● Promotion of easy Japanese to citizens (including municipal employees) 							
	02 ~helping each other~ Livelihood support	Improvement of the living environment <ul style="list-style-type: none"> ● Consultation service for foreigners ● Multilingual dissemination of information and life rules for foreigners ● Dissemination of information on disaster prevention ● Multilingual information on insurance systems, taxation, medical care, etc. ● Portuguese psychological counselling 	<ul style="list-style-type: none"> ● Consultation service for foreigners ● Leaflets distributed to foreign residents when they move in ● Information page for foreigners ● Improving welfare counselling service 	<ul style="list-style-type: none"> ● Living orientation video ● Raising awareness of waste separation ● Improving information of public transportation 	<ul style="list-style-type: none"> ● Enhancing support at evacuation sites ● Raising awareness of disaster prevention 	<ul style="list-style-type: none"> ● Multilingualization of tax payment schedule ● Publicizing the insurance and pension system ● Improving support for welfare of the disabled ● Improved support for addressing the public assistance system 	<ul style="list-style-type: none"> ● Multilingual support at City Hospital ● Application form for certificates in Portuguese language ● Multilingualization of vaccination procedures for rabies, etc. ● Satisfaction surveys for foreign residents 		
		Support for childcare <ul style="list-style-type: none"> ● Multilingualization of childcare-related materials ● Application of maternal and child health handbook ("boshitecho") ● Intercultural Piazza for parent-child interaction ("Tabunka Oyako Fureai Hiroba") 	<ul style="list-style-type: none"> ● Application of maternal and child health handbook ("boshitecho") ● Multilingualization of health check-ups, vaccinations, etc. 	<ul style="list-style-type: none"> ● Multilingualization of documents from elementary schools (kodomoen) ● Intercultural Piazza for parent-child interaction ("Tabunka Oyako Fureai Hiroba") 	<ul style="list-style-type: none"> ● Multilingualization of children's club materials, etc. 				
		Improvement of the educational environment <ul style="list-style-type: none"> ● support for foreign children and their parents ● Providing information on post-secondary education 		<ul style="list-style-type: none"> ● Supporting education of Japanese language for foreign pupils, etc. ● Consultation of education 					
		Awareness-raising and understanding promotion <ul style="list-style-type: none"> ● Awareness-raising on intercultural symbiosis ● Promoting cross-cultural understanding 							
	03 ~understanding each other~ Awareness-raising and social participation support	Support for interaction and social participation <ul style="list-style-type: none"> ● Interaction between Japanese and non-Japanese ● Promotion of administrative district membership ● Identification of key persons 	<ul style="list-style-type: none"> ● Projects and events for interaction ● Promotion of administrative district membership 						
			<ul style="list-style-type: none"> ● Identification of key persons for intercultural symbiosis ● Creating a home base for interaction of foreign citizens 						





令和6年2月19日

(新型・新城市“初”) 新城市消防団車両が新しくなります。

新城市消防団総合計画の個別計画である【新城市消防団車両管理適正化、更新整備計画】に基づき、小型動力ポンプ付積載車を更新します。

納車後の車両取扱説明会を下記のとおり実施します。

記

1 日時

令和6年3月10日(日) 午前9時30分から午前11時40分まで

2 場所

新城市消防防災センター

3 参加者

新城市消防団

4 内容

令和5年度は山吉田分団第1班(下吉田)及び東陽分団第1班(湯谷)へ配備する2台を更新します。

『運転免許を持つ誰もが運転でき、天候、季節を問わずどこへでも出動できる車両』をコンセプトに、これまでダブルキャブ型であった車両をワンボックス型に変更しました。

ワンボックス型の小型動力ポンプ付積載車は、県内では名古屋市消防団に続き、新城市消防団が2番目の導入となります。

更新車両が配備される班の団員に対し、新車両の取扱説明、新車両を使用した吸水・放水要領の訓練等を実施します。

【問合せ先】

消防本部消防総務課

課長：加藤正文

担当：土屋大樹

電話：0536-22-4803

FAX：0536-22-4821

Eメール：soumu-shoubou@city.shinshiro.lg.jp

令和6年 3月

新 城 市 長 日 程 予 定 表

新城市

作成現在日：令和6年2月14日

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	金	9 : 20	愛知県立有教館高等学校卒業証書授与式	新城	有教館高等学校	
		14 : 00	穂の香看護専門学校令和5年度卒業式	新城	穂の香看護専門学校	
2	土	10 : 00	めざせ明日のまちづくり事業補助金・地域活動交付金成果報告会	新城	新城文化会館	
3	日	7 : 20	第33回新城市民ゴルフ大会in秋葉(開会式)	新城	秋葉ゴルフ倶楽部	
		17 : 15	第33回新城市民ゴルフ大会in秋葉(表彰式)	新城	秋葉ゴルフ倶楽部	
4	月	14 : 00	第7回豊川流域治水協議会	豊橋	アークリッシュ豊橋	
5	火	9 : 00	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
		10 : 00	「JA愛知東グリーンファームしんしろ新築工事」竣工式	新城	グリーンファームしんしろ	
6	水	15 : 00	新城市空家等対策協議会	新城	本庁舎	政策会議室
7	木					
8	金	10 : 00	新城市交通安全推進協議会	新城	本庁舎	4-2、4-3会議室
9	土					
10	日					
11	月	10 : 00	市議会3月定例会本会議第2日	新城	東庁舎	議場
12	火	10 : 00	市議会3月定例会本会議第3日	新城	東庁舎	議場
13	水	10 : 00	市議会3月定例会本会議第4日	新城	東庁舎	議場
14	木					
15	金	9 : 00	予算・決算委員会	新城	東庁舎	議場
16	土					
17	日					
18	月	9 : 00	予算・決算委員会(予備日)	新城	東庁舎	議場
19	火	13 : 30	新城市社会福祉協議会理事会	新城	しんしろ福祉会館	
20	水		【春分の日】			
		10 : 00	新城さくらまつり 山開き式	新城	桜淵公園	
		13 : 00	第2回しんしろ福祉フェス	新城	新城文化会館	
21	木	13 : 30	新城市土地開発公社理事会	新城	本庁舎	政策会議室
		19 : 00	若者議会 市長報告	新城	東庁舎	議場
22	金	10 : 00	市議会3月定例会本会議第5日	新城	東庁舎	議場
23	土					
24	日					
25	月	13 : 00	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
		16 : 00	市民自治会議 答申	新城	本庁舎	政策会議室
26	火	9 : 00	定例議員報告会	新城	東庁舎	委員会室
		10 : 30	定例記者懇談会	新城	本庁舎	政策会議室
		15 : 00	公益財団法人 農林業公社しんしろ理事会	新城	本庁舎	4-3会議室
27	水	9 : 30	地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャー活動報告	新城	本庁舎	政策会議室
28	木	14 : 00	新城市土地改良区 第64回通常総代会	新城	新城文化会館	大会議室
		16 : 30	新城北設楽交通災害共済組合3月定例会	新城	本庁舎	政策会議室
29	金		辞令交付式(終日)	新城	本庁舎	4階会議室他
30	土					
31	日					